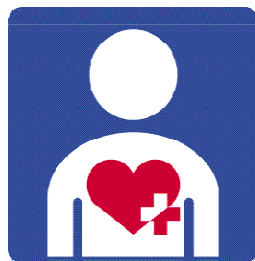
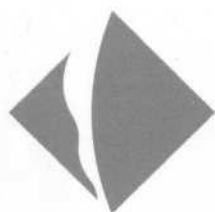


障害福祉のしおり



上記のマークの説明はP86・87をご覧ください。



八千代市

障害程度別該当施策一覧表 1

			障害者手帳			障害者の手当等								年金制度																																																																																																																			
			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	市障害者福祉手当（20歳以上）	市障害児福祉手当（20歳未満）	市障害者介護手当（18歳以上）	特別障害者手当（20歳以上）	障害児福祉手当（20歳未満）	特別児童扶養手当（20歳未満）	児童扶養手当	難病者援護金	障害者診断料助成制度	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金	心身障害者扶養年金																																																																																																															
障害種別		程度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	○	○	△	△	△	○	△	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																																
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2				○	○	△	△	△	○	△						本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																									
		3				○	○				○														本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																		
		4				○	○				△																					本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																											
		5																																					本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																				
		6																																												本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																													
	視覚	1・2				○	○		△	△	○	△																																									本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																						
		3				○	○				○																																																	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																
		4				○	○																																																											本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																										
		5																																																																						本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																				
		6																																																																												本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																														
	聴覚平衡	2				○	○		△	△	○	△																																																																								本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																							
		3				○	○				○																																																																																本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																	
		4				○	○																																																																																										本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																											
		5・6																																																																																																					本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																					
	音声言語	3				○	○				○																																																																																																		本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください															
		4				○	○																																																																																																												本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください										
		内部				1・2	○	○		△	△	○																																																																																																												△	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください				
	3					○	○				○																																																																																																													本文をご覧ください						本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください
	4					○	○				△																																																																																																																						
療育手帳	㊦・㊦の1	○				○	○	○	○	○		本文をご覧ください						本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																									
	㊦の2	○				○	○	△	○	○															本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																			
	Aの1	○				○	○			○																					本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																														
	Aの2	○				○	○			○																										本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																									
	Bの1	○				○				△																															本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																				
	Bの2					○				△																																				本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																															
精神障害者 保健福祉手帳	1							△	△	△		本文をご覧ください						本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																									
	2									△															本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																				
	3										△															本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください																																																																																																			
掲載ページ			1	7	9	10	10	11	11	12	12	13	14	14	15	15	16	16																																																																																																															

備考 ○はほぼ該当。△は一部の方が該当。ただし、所得の制限やご本人、ご家族の状況などにより対象とならない場合がありますので、本文の内容ご確認の上、担当窓口にお問い合わせください。

障害程度別該当施策一覧表2

			医療 保険	医療費助成制度							税の控除・優遇			
			後期高齢者医療制度（65歳以上）	重度心身障害者医療費助成制度	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（育成医療）	精神障害者医療費助成制度	指定難病医療助成制度	小児慢性特定疾病医療費助成制度	所得税・市民税の控除	相続税の控除	贈与税の控除	預金利息等の非課税
障害種別		程度												
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	○	△	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	○	○	○	○
		3	○								○	○		○
		4	△								○	○		○
		5									○	○		○
		6									○	○		○
	視覚	1・2	○	△							○	○	○	○
		3	○								○	○		○
		4									○	○		○
		5									○	○		○
		6									○	○		○
	聴覚平衡	2	○	△							○	○	○	○
		3	○								○	○		○
		4									○	○		○
		5・6									○	○		○
	音声言語	3	○								○	○		○
		4	○								○	○		○
	内部	1・2	○	△							○	○	○	○
		3	○								○	○		○
		4									○	○		○
	療育手帳	㊥・㊦の1	○	△							○	○	○	○
		㊦の2	○	△							○	○	○	○
		Aの1	○	△							○	○	○	○
		Aの2	○	△							○	○	○	○
		Bの1									○	○		○
		Bの2									○	○		○
	精神障害者 保健福祉手帳	1	○	△							○	○	○	○
		2	○								○	○		○
		3									○	○		○
掲載ページ			17	18	19	20	21	21	22	26	27	27	27	27

備考 ○はほぼ該当。△は一部の方が該当。ただし、所得の制限やご本人、ご家族の状況などにより対象とならない場合がありますので、本文の内容ご確認の上、担当窓口にお問い合わせください。

障害程度別該当施策一覧表3

			交通機関等						自動車								
			鉄 道 運 賃 の 割 引	航 空 旅 客 運 賃 の 割 引	バ ス 運 賃 の 割 引	タ ク シ ー 運 賃 の 割 引	障 害 者 タ ク シ ー 利 用 助 成 事 業	福 祉 有 償 運 送	市 営 自 転 車 駐 車 場 の 利 用 料 金 免 除	自 動 車 税 ・ 軽 自 動 車 税 の 減 免	有 料 道 路 料 金 の 割 引	ち ば 障 害 者 等 用 駐 車 区 画 利 用 証 制 度	運 転 免 許 取 得 費 の 助 成	自 動 車 改 造 費 の 助 成	高 齢 運 転 者 等 専 用 駐 車 区 間 制 度	駐 車 禁 止 の 対 象 除 外	
障害種別		程度	引	引	引	引	引	送	除	免	引	制	成	成	制	外	
身体障害者手帳	肢 体 不 自 由	1・2	○	○	○	○	○	本文をご覧ください	○	○	○	○	○	△	本文をご覧ください	△	
		3	○	○	○	○	△		○	△	○	△				△	
		4	○	○	○	○			○	△	○	△				△	
		5	○	○	○	○			○	△	○	△					
		6	○	○	○	○			○	△	○	△					
	視 覚	1・2	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○
		3	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○
		4	○	○	○	○			○	△	○	○					△
		5	○	○	○	○			○		○						
		6	○	○	○	○			○		○						
	聴 覚 平 衡	2	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○
		3	○	○	○	○			○	○	○	○					○
		4	○	○	○	○			○		○	△					
		5・6	○	○	○	○			○		○	△					
	音 声 言 語	3	○	○	○	○			○	△	○						
		4	○	○	○	○			○		○						
	内 部	1・2	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○
		3	○	○	○	○			○	○	○	○					○
		4	○	○	○	○			○	△	○	○					
	療 育 手 帳	㊦・㊧の1	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○
㊦の2		○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
Aの1		○	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
Aの2		○	○	○	○	○	○		△	○	○					○	
Bの1		○	○	○	○		○										
Bの2		○	○	○	○		○										
精神障害者 保健福祉手帳	1	○	○	○		○	○		○		○					○	
	2	○	○	○			○										
	3	○	○	○			○										
掲載ページ			28	28	29	29	29	30	30	32	34	36	36	37	37	38	

備 考 ○はほぼ該当。△は一部の方が該当。ただし、所得の制限やご本人、ご家族の状況などにより対象とならない場合がありますので、本文の内容ご確認の上、担当窓口にお問い合わせください。

障害程度別該当施策一覧表4

			情報・通信					障害者総合支援法 児童福祉法				地域生活支援				
			N H K放送受信料の免除	携帯電話の基本使用料の割引	N T Tふれあい案内	インターネット接続料金割引	電話リレーサービス	障害福祉サービス	障害児通所給付	障害児入所支援施設サービス	補装具費の支給	移動支援サービス	日中一時支援サービス	訪問入浴サービス	手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣	障害者日常生活用具費の支給
障害種別		程度														
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	△	○	△	○		本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	△	○	△		本文をご覧ください
		3	△	○									○			
		4	△	○									○			
		5	△	○									○			
		6	△	○									○			
	視 覚	1・2	△	○	○	○							○			
		3	△	○	○								○			
		4	△	○	○								○			
		5	△	○	○								○			
		6	△	○	○								○			
	聴 覚 平 衡	2	△	○	△	○	○						○		○	
		3	△	○	△		○						○		○	
		4	△	○	△		○						○		○	
		5・6	△	○	△		○						○		○	
	音 声 言 語	3	△	○	○		○						○			
		4	△	○	○		○						○			
	内 部	1・2	△	○		○							○			
		3	△	○									○			
		4	△	○									○			
	療 育 手 帳	㊤・㊤の1	△	○	○	○							○	○	△	
㊤の2		△	○	○	○							○	○	△	△	
Aの1		△	○	○	○							○	○	△	△	
Aの2		△	○	○	○							○	○	△	△	
Bの1		△	○	○	○							○	○			
Bの2		△	○	○								○	○			
精神障害者 保健福祉手帳	1	△	○	○	○							○	○			
	2	△	○	○								○	○			
	3	△	○	○								○	○			
掲載ページ			39	39	40	41	41	42	45	46	47	48	48	49	49	49

備 考 ○はほぼ該当。△は一部の方が該当。ただし、所得の制限やご本人、ご家族の状況などにより対象とならない場合がありますので、本文の内容ご確認の上、担当窓口にお問い合わせください。

障害程度別該当施策一覧表5

			そ の 他												
			配 食 サ ー ビ ス	八千代市軽度中等度難聴児補聴器購入費助成	在宅障害者火災時等の情報提供	避難行動要支援者登録制度	聴覚・言語障害者専用119番緊急通報システム	聴覚・言語障害者専用110番緊急通報システム	ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム	八千代市障害者グループホーム等入居者家賃助成	車 椅 子 の 貸 出	声 の 広 報	図 書 館 宅 配 サ ー ビ ス	ミ ラ イ ロ I D	
障害種別		程度													
身体障害者手帳	肢 体 不 自 由	1・2	○	本文を ご覧 くだ さい	○	○	本文を ご覧 くだ さい	本文を ご覧 くだ さい	本文を ご覧 くだ さい	本文を ご覧 くだ さい	本文を ご覧 くだ さい	本文を ご覧 くだ さい	○	本文を ご覧 くだ さい	
		3	○		○								○		
		4	○												
		5	○												
		6	○												
	視 覚	1・2	○		○	○							○		
		3	○		○										○
		4	○												
		5	○												
		6	○												
	聴 覚 平 衡	2	○		○	○							○		
		3	○		○										
		4	○												
		5・6	○												
	音 声 言 語	3	○		○										○
		4	○												
	内 部	1・2	○		△	△									
		3	○		△										
		4	○												
療 育 手 帳	㉠・㉡の1	○	○		○	○									
	㉡の2	○	○		○	○									
	Aの1	○	○		○	○									
	Aの2	○	○		○	○									
	Bの1	○	○												
	Bの2	○	○												
精神障害者 保健福祉手帳	1	○			○										
	2	○													
	3	○													
掲載ページ			55	55	56	56	56	57	57	58	58	58	58		

備 考 ○はほぼ該当。△は一部の方が該当。ただし、所得の制限やご本人、ご家族の状況などにより対象とならない場合がありますので、本文の内容ご確認の上、担当窓口にお問い合わせください。

障害程度別該当施策一覧表6

			難病患者等・小児慢性特定疾病児の制度	投票制度	福祉資金の貸付	障害者福祉センター	職業相談・生活訓練等	障害児の療育・教育	相談窓口・関係団体	障害者関係団体	日常生活自立支援事業及び成年後見制度	障害者に関するマーク等	八千代市内バリアフリーマップ	市内施設のバリアフリー化状況	要介護認定申請	地域包括支援センター	地域生活支援拠点等事業	問合せ先一覧
障害種別		程度																
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください	本文をご覧ください
		3																
		4																
		5																
		6																
	視覚	1・2																
		3																
		4																
		5																
		6																
	聴覚平衡	2																
		3																
		4																
		5・6																
	音声言語	3																
		4																
	内部	1・2																
		3																
		4																
療育手帳	㊦・㊦の1																	
	㊦の2																	
	Aの1																	
	Aの2																	
	Bの1																	
	Bの2																	
精神障害者 保健福祉手帳	1																	
	2																	
	3																	
掲載ページ			59	60	61	62	64	70	75	80	84	86	88	93	96	96	97	98

備考 ○はほぼ該当。△は一部の方が該当。ただし、所得の制限やご本人、ご家族の状況などにより対象とならない場合がありますので、本文の内容ご確認の上、担当窓口にお問い合わせください。

【 障 害 者 手 帳 】

障害者の手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。
手帳の取得等に関する窓口は障害者支援課です。

身体障害者手帳

身体に障害がある方からの申請を受け、身体障害者福祉法に基づき都道府県から交付されます。身体障害者に対してのサービスや優遇制度などを利用するうえで必要となるものです。

交付された手帳の等級などにより、利用できるサービスがそれぞれ異なります。

申請書は市ホームページの身体障害者手帳のページからダウンロード可能です。

(手続き一覧)

手続きの内容		手続きに必要なもの
新規申請		<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書・ 診断書（指定の用紙を用いて作成されており、診断日が申請日から6か月以内のもの）（※1）・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
障害程度の変更		<ul style="list-style-type: none">・ 再交付申請書・ 診断書（指定の用紙を用いて作成されており、診断日が申請日から6か月以内のもの）（※1）・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
障害追加		
紛失・破損		<ul style="list-style-type: none">・ 再交付申請書・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
氏名・住所変更	氏名の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 居住地等変更届・ 身体障害者手帳・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
	市内から市内（転居）	
	八千代市から他市町村（転出） ※2	転出先市町村の窓口にて転入の手続きをしてください。 なお、手当やサービスを利用している場合は八千代市での手続きが必要な場合がありますのでお問い合わせください。
	他市町村から八千代市（転入） ※3	<ul style="list-style-type: none">・ 居住地等変更届・ 身体障害者手帳・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
返還	死亡	<ul style="list-style-type: none">・ 返還届・ 身体障害者手帳 <p>なお、手当やサービスを利用していた場合は、併せて手続きが必要な場合があります。</p>
	障害が消失、軽減し手帳に該当しなくなった	
	手帳所持を辞退したい	

※1 診断書は、身体障害者福祉法に基づく指定を受けた医師に作成をしていただく必要があります。

※2 特定の施設等に入所・入居される方については、引き続き八千代市での手続きとなります。
詳しくは障害者支援課までお問い合わせください。

※3 特定の施設等に入所・入居される方については、前市町村等での手続きとなります。
詳しくは障害者支援課までお問い合わせください。

【身体障害者手帳程度等級表 1】

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	

6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
----	---	--	--	--

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級となります。（ただし、例外あり）
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級となります。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の等級になることがあります。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものをいいます。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいいます。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

※太線より上の障害は、第1種身体障害者となります。

※後期高齢者医療費制度該当者は1～3級と4級のうち、下線がある障害名が対象となります。

※手帳が交付されるのは1～6級までです。

【身体障害者手帳程度等級表2】

等級	肢体不自由	
	上肢機能障害	下肢機能障害
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

【身体障害者手帳程度等級表3】

等級	肢体不自由		
	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上肢機能障害	移動機能障害
1級	体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

【身体障害者手帳程度等級表4】

等級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

療育手帳

知的障害児・者に対して、一貫した相談を行うとともに、各種援護を円滑に行うために手帳を交付します。千葉県中央児童相談所（１８歳未満）または千葉県中央障害者相談センター（１８歳以上）で判定を受け、次のページの障害程度の基準に基づき、県が決定し交付します。

申請書は市ホームページの療育手帳のページからダウンロード可能です。

（手続き一覧）

手続きの内容		手続きに必要なもの
新規申請		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 顔写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）１枚 ・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 <p>窓口にて聞き取りが必要となります。また、１８歳以上の方は別途書類が必要となりますので、事前にご連絡ください。</p>
再判定		<ul style="list-style-type: none"> ・ 再判定申請書 ・ 顔写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）１枚 ・ 療育手帳 ・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 <p>手帳に記載されている再判定時期の６か月程前までに申請してください。また、１８歳以上の方は別途書類が必要となりますので、事前にご連絡ください。</p>
紛失・破損		<ul style="list-style-type: none"> ・ 再交付申請書 ・ 顔写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）１枚 ・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
本人・保護者の氏名や連絡先の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 ・ 療育手帳 ・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
住所変更	市内から市内（転居）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 ・ 療育手帳 ・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
	八千代市から他市町村（転出）※１	<p>転出先市町村の窓口にて転入の手続きをしてください。なお、手当やサービスを利用している場合は八千代市での手続きが必要な場合がありますのでお問い合わせください。</p> <p>転出先で新たに療育手帳の交付を受けた場合は、返還届を提出してください。</p>
	千葉県内の他市町村（千葉市を除く）から八千代市（転入）※２	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 ・ 療育手帳 ・ 個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式

	千葉市・千葉県外から 八千代市 (転入) ※ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・顔写真(たて4 cm×よこ3 cm) 1 枚 ・個人番号(マイナンバー)の確認に必要な書類一式 <p>窓口にて聞き取りが必要となります。また、18歳以上の方は別途書類が必要となりますので、事前にご連絡ください。</p>
返 還	転出先市町村で新たに療 育手帳を交付されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届 ・療育手帳 <p>なお、手当やサービスを利用していた場合は、併せて手続きが必要な場合があります。</p>
	死亡	
	手帳に該当しなくなった	
	手帳所持を辞退したい	

※ 1 特定の施設等に入所・入居される方については、引き続き八千代市での手続きとなります。詳しくは障害者支援課までお問い合わせください。

※ 2 特定の施設等に入所・入居される方については、前市町村等での手続きとなります。詳しくは障害者支援課までお問い合わせください。

【療育手帳障害程度の基準】

障害程度			判定の基準
最 重 度	㊦の1	18歳未満での判定では、 ㊦という表記になります	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
	㊦の2		知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊦の1以外の者
重 度	Aの1	Aの2	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
	Aの2		知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
中 度	Bの1	Bの2	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
軽 度	Bの2		知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有するもののうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象としています。精神疾患としては、統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害及びその他の精神疾患を対象としています。

知的障害については療育手帳制度があるため、対象に含まれません。

（手続き一覧）

手続きの内容		手続きに必要なもの
新規 更新 等級変更		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 ・添付書類（①～③のいずれか必要） <ul style="list-style-type: none"> ① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ② 精神障害を事由とする障害年金証書・直近の振込通知書・同意書 ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金受給資格者証・直近の振込通知書・同意書
	県外及び千葉市からの転入	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 ・県外及び千葉市で交付された精神障害者保健福祉手帳
	氏名の変更 市内での住所変更 県内からの転入	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項変更届 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 ・精神障害者保健福祉手帳
再交付	紛失・破損等	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式
返還	死亡 県外及び千葉市への転出 症状の治癒・軽快	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 ・精神障害者保健福祉手帳

※手帳の有効期間は2年間です。更新の手続きは、有効期間の終了する3か月前から可能です。

※診断料助成制度があります。（14ページ参照）

【精神障害者保健福祉手帳障害等級】

障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【障害者の手当等】

手帳の等級や障害状況によって手当が支給されます。手当用診断書が必要な場合もあります。

八千代市重度心身障害者福祉手当

（対象者）

次のいずれかに該当する20歳以上の方。
ただし、施設に入所している方は除きます。

- 身体障害者手帳 1～4級
- 療育手帳 Bの1以上

（手当金額）

月額 2,500円。ただし、身体障害者手帳4級の方は1,500円

（支給月日）

3月・7月・11月にその月を含めた4か月分を当該月27日に口座振込します。
※27日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（窓口）

障害者支援課

（その他）

- ・施設を退所したときは、改めて申請してください。
- ・八千代市ねたきり老人福祉手当または在宅重度認知症高齢者手当との併給はできません。

八千代市心身障害児童福祉手当

（対象者）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童の保護者。
ただし、児童が施設に入所している場合は除きます。

- 身体障害者手帳 1～4級
- 療育手帳 Bの2以上

（手当金額）

月額 2,500円。ただし、身体障害者手帳4級の方は1,500円

（支給月日）

4月・8月・12月に前月までの4か月分を当該月15日に口座振込します。
※15日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（窓口）

障害者支援課

（その他）

児童が施設を退所したときは、改めて申請してください。

八千代市重度心身障害者介護手当

（対象者）

次のいずれかに該当する者を介護している方。

ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当又は介護保険給付を受給している方は除きます。

○身体障害者手帳１・２級の１８歳以上６５歳未満の居宅で６か月以上の寝たきりの方

○在宅の療育手帳Ａの２以上の１８歳以上の方

（手当金額）

月額 ６，１５０円

（支給月日）

３月・７月・１１月にその月を含めた４か月分を当該月２７日に口座振込します。

※２７日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（支給制限）

所得が制限を超えるときは支給されません。

（窓口）

障害者支援課

特別障害者手当

（対象者）

２０歳以上で著しく重度の障害（身体障害者手帳の１級・２級程度、療育手帳④の２以上の障害が重複または同程度以上の障害など）を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする方。ただし、施設入所及び病院に３か月以上入院している方は除きます。

（手当金額）

月額 ３０，４５０円

※手当額が変更となる場合があります。

（支給月日）

２月・５月・８月・１１月にその月の前月までの３か月分を当該月１０日に口座振込します。

※１０日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（認定基準）

国の認定基準があります。認定請求には手当用診断書が必要です。

（支給制限）

所得が制限を超えるときは支給されません。

（窓口）

障害者支援課

障害児福祉手当

（対象者）

20歳未満で重度の障害（身体障害者手帳の1級または2級の一部の障害若しくは療育手帳の④程度の障害など）を有し、日常生活において常時の介護を必要とする方。

ただし、施設入所及び障害を理由とする年金を受給できる方は除きます。

（手当金額）

月額 16,560円

※手当額が変更となる場合があります。

（支給月日）

2月・5月・8月・11月にその月の前月までの3か月分を当該月10日に口座振込します。

※10日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（認定基準）

国の認定基準があります。認定請求には手当用診断書が必要です。

（支給制限）

所得が制限を超えるときは支給されません。

（窓口）

障害者支援課

特別児童扶養手当

（対象者）

在宅で20歳未満の中度～重度の心身障害児（身体障害者手帳のおおむね1～3級及び4級の一部、療育手帳のおおむねBの1～④程度の障害または、前述と同程度の心身障害を有する児童）を監護する保護者または養育者。

ただし、障害児が施設入所及び障害を理由とする年金を受給している場合は除きます。

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持していない場合でも、手当に該当する可能性があります。

（手当金額）

月額 1級 58,450円 2級 38,930円

※手当額が変更となる場合があります。

（支給月日）

4月（12月～3月分）・8月（4月～7月分）・11月（8月～11月分）の当該月11日に口座振込します。

※11日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（認定基準）

国の認定基準があります。認定請求には手当用診断書が必要です。

（支給制限）

所得が制限を超えるときは支給されません。

（窓口）

障害者支援課

児童扶養手当

（対象者）

ひとり親家庭（離婚、死別、未婚、父または母が一定の状態の障害がある等）で児童を監護している父または母。障害基礎年金を受給されている方は、障害基礎年金等の子の加算部分の月額が児童扶養手当の月額より低い場合には、差額分を児童扶養手当として受給できます。障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方は、公的年金等の月額が児童扶養手当の月額より低い場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

（手当金額）

月額 46,690円から11,010円

※児童の人数により加算があります。また、手当額は毎年見直されます。

（支給月）

1月・3月・5月・7月・9月・11月に支給月の前月までの2か月分を当該月11日に口座振込します。

※11日が土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（支給制限）

本人及び同居している親族の所得により支給制限があります。

（窓口）

子ども福祉課

難病者援護金

以下の疾患で医療機関を受診されている方に対し援護金を支給します。障害者手帳の有無は問いません。ただし、重度心身障害者医療費助成対象者及び生活保護受給者は除きます。

（対象疾患）

- 指定難病（22～25ページ参照）
- 小児慢性特定疾病（26ページ参照）
- 千葉県特定疾患
 - ・スモン
 - ・難治性肝炎のうち劇症肝炎
 - ・重症急性膵炎
 - ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
- 八千代市指定疾患
 - ・慢性腎不全（人工透析を要する場合に限る。）
 - ・ネフローゼ
 - ・B型肝炎
 - ・C型肝炎

（支給月額）

通院 2,500円

入院 5,000円（月に20日以上継続して入院した場合）

（支給方法）

支給対象となった方に対して、年2回（2月・8月）に「治療状況届出書」を送付します。医療機関で通院等の証明を受け、障害者支援課へ提出してください。治療状況を確認の上、口座振込します。※指定難病・小児慢性特定疾病・千葉県特定疾患については受給者証の有効期間外の治療は支給対象になりません。

（支給月日）

治療状況届出書を提出した月の翌月29日

※土日祝日の場合、前開庁日の振込となります。

（窓口）

障害者支援課

※申請にあたっては、本人名義の銀行口座の振込先の分かるもののほか、

- ・指定難病・小児慢性特定疾病・千葉県特定疾患 → 医療受給者証
- ・八千代市指定疾患 → 診断書その他罹病していることが確認できる書類が必要となります。

障害者診断料助成制度

「精神障害者保健福祉手帳」の交付申請に必要な診断書の作成に要した費用を助成します。

（対象者）

八千代市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されている精神障害者であって、精神障害者保健福祉手帳交付申請をする方

※等級変更申請に必要な診断書は対象外となります。

（助成金額）

5,000円を限度に助成

（窓口）

障害者支援課

【 年 金 制 度 】

障害基礎年金（１・２級）

（ 対 象 者 ）

以下の条件を全て満たす時に受給対象となります。

- 国民年金加入中（または加入していた６０歳以上６５歳未満の方で老齢基礎年金の繰上請求をしていないとき）に初診日のある傷病で障害の状態になり、障害認定日（初診日から１年６か月たったとき）に年金の障害等級１・２級の障害にある方。
 - 初診日の前日において、初診日がある月の２か月前までの保険料を納めた期間、保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間（納付免除期間）の合計が、加入すべき期間の３分の２以上あるか、または直近１年間に保険料の未納がないこと。
- ※初診日が２０歳前であった方は、２０歳になったときから該当することがあります。

（ 年 金 額 ）

１級 １，０５９，１２５円 ２級 ８４７，３００円 （令和８年度）

※昭和３１年４月１日以前生まれの方は、１級１，０５６，１２５円・２級８４４，９００円です。

（ 窓 口 ）

国保年金課国民年金班

障害厚生年金（１～３級）

（ 対 象 者 ）

障害年金の対象となる障害が、厚生年金保険の加入中に初診日のある傷病により生じたとき、障害年金１～２級の場合は障害基礎年金に上乗せして支給されます。３級は厚生年金保険独自の給付です。

（ 窓 口 １ ）

日本年金機構 船橋年金事務所

所 在 地：船橋市市場４-16-1

電 話：047-424-8811（自動音声でご案内「１番」を選択してください）

予約専用電話：0570-05-4890（予約受付番号受付時間）月～金（平日）8:30～17:15

（ 窓 口 ２ ）

街角の年金相談センター船橋

所 在 地：船橋市本町１-3-1 フェイスビル７階

予約専用電話：047-424-7091

※身体障害者手帳の等級とは、判断基準が異なります。

受給については、詳細な要件があります。

６５歳以降に障害年金を請求する場合については、制限があります。

詳細については、年金事務所の担当窓口へお問い合わせください。

障害年金相談

障害年金に関することについて、社会保険労務士が相談に応じます。（予約制）

（ 事 務 局 ）

NP0 法人みんなでサポートちば 電 話：043-301-2311

〒260-0016 千葉市中央区栄町 36-10 甲南アセット千葉中央ビル 8 階 岩崎社会保険労務士事務所内

(申込方法)

お電話での申し込み予約は終了し、ネットでの予約となりました。

URL : <https://airrsv.net/minsapo-chiba/calendar>



特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対する制度です。

(対象者)

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった、被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害状態にある方で、65歳誕生日の前々日までに障害年金1・2級に該当した方。

※障害基礎年金や、障害厚生年金、障害共済年金等の受給対象者は該当しません。

(支給月額)

1級 58,650円 2級 46,920円 (令和8年度)

(窓口)

国保年金課国民年金班

心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している方が、毎月一定の掛金をかけることで、扶養している方に万が一のことがあった場合、残された心身障害者に終身年金を支給します。

(対象者)

65歳未満で、特別な疾病又は障害がなく、以下のいずれかに該当する者を扶養している方

※加入申し込み時に告知書による審査があります。

○身体障害者手帳1～3級所持者

○療育手帳所持者

○精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

○その他、上記と同程度と認められる障害がある者

(掛金月額)

加入者となった時の年齢区分	既加入者(1口)	新規加入者(1口)
35歳未満	5,600円	9,300円
35歳以上40歳未満	6,900円	11,400円
40歳以上45歳未満	8,700円	14,300円
45歳以上50歳未満	10,600円	17,300円
50歳以上55歳未満	11,600円	18,800円
55歳以上60歳未満	12,800円	20,700円
60歳以上65歳未満	14,500円	23,300円

※2口まで掛けることができます。

(支給月額)

1口 20,000円

(窓口)

障害者支援課

【 医 療 保 険 】

後期高齢者医療制度

（ 対 象 者 ）

65歳から74歳までの一定の障害がある方で、下記の手帳等をお持ちの方、または同等の障害があると認められる方が対象となります。

- 国民年金証書 1・2級（障害基礎年金等）
- 身体障害者手帳 1～3級および4級の一部（音声、言語、下肢1・3・4号）
- 療育手帳（重度の区分）
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

（ 内 容 ）

加入を希望する方は、担当窓口に申請し、広域連合の認定を受けることにより、現在加入している医療保険から脱退し、後期高齢者医療制度へ加入することができます。認定の期限は、障害者手帳の有効期限と同日となります。

※世帯構成や所得状況により、負担割合や月々の保険料が異なりますので、詳細については担当窓口にて御相談ください。

（ 窓 口 ）

国保年金課高齢者医療班

【医療費助成制度】

重度心身障害者医療費助成制度

（対象者）

○身体障害者手帳 1～2級

○療育手帳 Aの2以上

※身体障害者手帳及び療育手帳については、助成対象となる手帳の交付が平成27年8月1日以降であり、かつ65歳以上の方は除きます。

○精神障害者保健福祉手帳 1級

※精神障害者保健福祉手帳については、助成対象となる手帳の交付を受けた時点で65歳以上の方は除きます。

（内容）

健康保険適用分の医療費に対し、下表の自己負担額を差し引いた額を助成します。

市民税課税状況	自己負担額		
	入院（1日につき）	通院（1回につき）	調剤
所得割非課税	0円	0円	0円
所得割課税	300円	300円	0円

※世帯（医療保険単位）の前年の所得（1月から7月までの間は、前々年の所得）に対する市民税所得割額の課税状況により自己負担額が変わります。

（支給方法）

支給方法は「現物給付」又は「償還払い」になります。

＜現物給付＞

医療機関の窓口で「健康保険証」と「受給券」を併せて提示してください。受給券に記載された自己負担額のみのお支払いとなります。

※ただし、受給券を利用することができるのは千葉県と契約を締結している県内の医療機関のみとなります。千葉県外や千葉県と契約を締結していない医療機関で受診したとき、受給券を使用しなかった場合は、償還払いとなります。

＜償還払い＞

医療機関の窓口で自己負担金を全額支払い、後日「重度心身障害者医療費助成請求書」に領収書を添付して市に請求してください。

原則請求した月の3か月後の月末に口座振込みします。

※高額療養費等の調査が必要なときは、支給が遅くなる場合があります。

※助成で還付された医療費は、医療費控除の対象とはなりません。

（支給制限）

世帯（医療保険単位）の市民税所得割額が23万5千円以上の場合は1年間（8月から翌年7月まで）助成対象外になります。

ただし、腎臓機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）、小腸機能障害、免疫機能障害の手帳所持者、精神通院医療受給者、高額療養費多数該当者は、助成の対象となります。

（窓口）

障害者支援課

自立支援医療

更生医療（身体障害者）・精神通院医療・育成医療（児童）の３種類があります。

医療費の自己負担額が原則１割になる制度です。世帯（※）の収入や病状（下記の「重度かつ継続」に該当する方）に応じてひと月ごとの負担額に上限を設定します。ただし、入院時の食事療養費または生活療養費については、原則自己負担です。

（※）世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

～「重度かつ継続」の対象範囲～

- ① 精神通院医療…統合失調症、躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障害・薬物関連障害（依存症等）、３年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された者
- ② 更生医療・育成医療…じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ③ 医療保険の高額療養費で多数該当の方

（ 窓 口 ）

障害者支援課

更 生 医 療

（ 対 象 者 ）

身体障害者手帳の交付を受けている１８歳以上の方

（ 内 容 ）

障害の軽減、除去および進行を防いで職業上、日常生活上の便宜を増すために必要な医療の一部を給付します。

申請される方は手術・治療開始前に障害者支援課にご相談ください。

（対象となる医療）

身体障害者手帳に記載されている障害（部位）に対する医療であり保険診療であること。

（例）心臓機能障害 → ペースメーカー移植術・冠動脈バイパス移植術など

じん臓機能障害 → 腎移植、人工透析など

免疫機能障害 → 抗 HIV 療法、免疫抑制療法など

肢体不自由 → 人工関節置換術など

肝臓機能障害 → 肝臓移植、移植後の抗免疫療法など

その他、障害に応じた対象の医療は障害者支援課にお問い合わせ下さい。

対象の医療機関は障害者総合支援法第５９条に規定する医療機関です。

精神通院医療

（対象者）

精神疾患のために継続的な通院が必要な方。現在病状が改善していても、状態の維持や再発予防のために通院が必要な方も対象となります。

（内容）

申請により受給者証に記載された指定医療機関（原則1病院1薬局）で自立支援医療を受けることができます。受給者証の有効期限は1年間です。再認定の手続きは有効期間の終了する3か月前から可能です。

（手続き一覧）

手続きの内容	手続きに必要なもの
新規 再認定	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・受給者証（再認定申請の場合は必要） ・診断書（精神通院医療用） ※精神障害者保健福祉手帳用の診断書により、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は精神通院医療用の診断書は不要です。 ・医療保険の資格情報が確認できるもの 国民健康保険・後期高齢者医療 ：加入者全員 社 会 保 険 加 入 者 ：受診者本人及び被保険者 ・マイナンバーカード ・①～③のいずれか1つ ①マイナポータル内の健康保険証の資格情報を印刷したもの ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ※①～③がない場合は、マイナポータルへのログインをしていただく可能性がございます。 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 ・同意書…世帯員の市民税額、医療保険の資格情報、住民基本台帳等を確認するためのもの。個人番号（マイナンバー）を使用し、情報照会を行います。 ～世帯非課税の場合必要な書類～ 受診する方の収入を確認する書類（※）または生活保護受給中であることが確認できる書類 （※）障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入のわかるもの（振込通知書、通帳等）
県外及び千葉市からの転入	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・医療保険の資格情報が確認できるもの ・同意書 ・個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類一式 ・県外及び千葉市で交付された受給者証
変更 （氏名・住所・ 医療機関・保険・ 所得区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・受給者証 ・医療保険の資格情報が確認できるもの（氏名・住所変更を除く） ※保険・所得区分変更の方で、世帯非課税の場合は、上記（※）の収入を確認する書類も必要です。
再交付 （紛失・破損等）	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・受給者証（紛失の場合は不要）
返還 （県外及び千葉市への転出・死亡）	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届 ・受給者証

育 成 医 療

（ 対 象 者 ）

18歳未満で、現在または将来において機能障害をのこす恐れがあり、指定医療機関にて手術により機能の回復が見込まれる児童

（対象となる障害の範囲）

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓障害、免疫機能障害
審査の上、指定医療機関での医療費を助成します。

精神障害者医療費助成制度 ※1か月以上の入院療養をしている者

精神障害のため1か月以上の入院療養をしている者の保護者に対し、医療費の一部を助成します。

（ 対 象 者 ）

以下の①～③全てに該当すること

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、継続して1か月以上入院している者の保護者
- ② 精神障害者及び保護者が八千代市に住所を有し、かつ住民基本台帳に1年以上記録されていること
※ただし、精神障害者が入院したことにより他市に住所を移した場合で、保護者が引き続き八千代市に居住する場合は対象。
- ③ 精神障害者が重度心身障害者医療費助成制度の対象外であること
- ④ 精神障害者、保護者及び精神障害者の1親等の姻族（精神障害者と生計を一にする者に限る）の当該年度の市民税課税額（1月から6月までに受けた医療に係る医療費は前年度の市民税課税額）が100,000円未満であること。

（ 内 容 ）

健康保険適用分の自己負担額から、医療費の4分の1に該当する額で、月額10,000円を限度に助成します。申請した月の医療費より対象となります。（附加給付金などがあれば、その額を控除した額から計算）

保険外自費分や入院食事代は助成対象外です。

※助成で還付された医療費は、医療費控除の対象にはなりません。

（ 支 給 月 ）

7月・10月・1月・4月に請求のあった助成額を支給します。

（ 窓 口 ）

障害者支援課

指定難病医療助成制度

指定難病の患者が、指定医療機関で医療を受けたときに医療費の一部を助成します。（世帯の所得状況等に応じて自己負担額が異なります。）

ただし、疾患の状態が国の定める基準を満たしていないときは認定されません。

（申請・お問い合わせ先）

千葉県難病助成事務センター

電 話：043-307-1765

（対象疾病名）

あ	アイカルディ症候群		MECP2重複症候群
	アイザックス症候群		LMNB1関連大脳白質脳症
	IgA腎症		遠位型ミオパチー
	IgG4関連疾患	お	黄色靱帯骨化症
	亜急性硬化性全脳炎		黄斑ジストロフィー
	悪性関節リウマチ		大田原症候群
	アジソン病		オクシピタル・ホーン症候群
	アッシャー症候群		オスラー病
	アトピー性脊髄炎	か	カーニー複合
	アペール症候群		海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
	アラジール症候群		潰瘍性大腸炎
	α1-アンチトリプシン欠乏症		下垂体性ADH分泌異常症
	アルポート症候群		下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
	アレキサンダー病		下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	アンジェルマン症候群		下垂体性TSH分泌亢進症
	アントレー・ビクスラー症候群		下垂体性PRL分泌亢進症
い	イソ吉草酸血症		下垂体前葉機能低下症
	一次性ネフローゼ症候群		家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		家族性地中海熱
	1p36欠失症候群		家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
	遺伝性自己炎症疾患		家族性良性慢性天疱瘡
	遺伝性ジストニア		カナバン病
	遺伝性周期性四肢麻痺		化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
	遺伝性腓炎		歌舞伎症候群
	遺伝性鉄芽球性貧血		ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
			カルニチン回路異常症
う	ウィーバー症候群		肝型糖原病
	ウィリアムズ症候群		間質性膀胱炎（ハンナ型）
	ウィルソン病		環状20番染色体症候群
	ウエスト症候群		完全大血管転位症
	ウェルナー症候群		眼皮膚白皮症
	ウォルフラム症候群	き	偽性副甲状腺機能低下症
	ウルリッヒ病		ギャロウェイ・モフト症候群
え	HTLV-1関連脊髄症		球脊髄性筋萎縮症
	ATR-X症候群		急速進行性糸球体腎炎
	エーラス・ダンロス症候群		強直性脊椎炎
	エプスタイン症候群		巨細胞性動脈炎
	エプスタイン病		巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
	エマヌエル症候群		

	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）		コステロ症候群
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		骨形成不全症
	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）		5 p 欠失症候群
	筋萎縮性側索硬化症		コフィン・シリズ症候群
	筋型糖原病		コフィン・ローリー症候群
	筋ジストロフィー		混合性結合組織病
く	クッシング病	さ	鰓耳腎症候群
	クリオピリン関連周期熱症候群		再生不良性貧血
	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群		再発性多発軟骨炎
	クルーゾン症候群		左心低形成症候群
	グルコーストランスポーター 1 欠損症		サルコイドーシス
	グルタル酸血症 1 型		三尖弁閉鎖症
	グルタル酸血症 2 型		三頭酵素欠損症
	クロウ・深瀬症候群	し	C F C 症候群
	クローン病		シェーグレン症候群
	クロンカイト・カナダ症候群		色素性乾皮症
け	痙攣重積型（二相性）急性脳症		自己貪食空胞性ミオパチー
	結節性硬化症		自己免疫性肝炎
	結節性多発動脈炎		自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
	血栓性血小板減少性紫斑病		自己免疫性溶血性貧血
	限局性皮質異形成		シトステロール血症
	原発性肝外門脈閉塞症		シトリン欠損症
	原発性高カイロミクロン血症		紫斑病性腎炎
	原発性硬化性胆管炎		脂肪萎縮症
	原発性抗リン脂質抗体症候群		若年性特発性関節炎
	原発性側索硬化症		若年発症型両側性感音難聴
	原発性胆汁性胆管炎		シャルコー・マリー・トゥース病
	原発性免疫不全症候群		重症筋無力症
	顕微鏡的多発血管炎		修正大血管転位症
こ	高 I g D 症候群		出血性線溶異常症
	好酸球性消化管疾患		ジュベール症候群関連疾患
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		シュワルツ・ヤンペル症候群
	好酸球性副鼻腔炎		神経細胞移動異常症
	抗糸球体基底膜腎炎		神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
	後縦靱帯骨化症		神経線維腫症
	甲状腺ホルモン不応症		神経有棘赤血球症
	拘束型心筋症		進行性核上性麻痺
	高チロシン血症 1 型		進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
	高チロシン血症 2 型		進行性骨化性線維異形成症
	高チロシン血症 3 型		進行性多巣性白質脳症
	後天性赤芽球癆		進行性白質脳症
	広範脊柱管狭窄症		進行性ミオクロノススてんかん
	膠様滴状角膜ジストロフィー		心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
	極長鎖アシル—C o A 脱水素酵素欠損症		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
	コケイン症候群		

す	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびてんかん性脳症		高安動脈炎
	スタージ・ウェーバー症候群		多系統萎縮症
	スティーヴンス・ジョンソン症候群		タナトフォリック骨異形成症
	スミス・マギニス症候群		多発血管炎性肉芽腫症
せ	脆弱 X 症候群		多発性硬化症／視神経脊髄炎
	脆弱 X 症候群関連疾患		多発性嚢胞腎
	成人発症スチル病		多脾症候群
	脊髄空洞症		タンジール病
	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)		単心室症
	脊髄髄膜瘤		弾性線維性仮性黄色腫
	脊髄性筋萎縮症		胆道閉鎖症
	セピアプテリン還元酵素 (S R) 欠損症	ち	遅発性内リンパ水腫
	前眼部形成異常		チャージ症候群
	全身性アミロイドーシス		中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
	全身性エリテマトーデス		中毒性表皮壊死症
	全身性強皮症		腸管神経節細胞僅少症
	先天異常症候群	て	T R P V 4 異常症
	先天性横隔膜ヘルニア		T N F 受容体関連周期性症候群
	先天性核上性球麻痺		低ホスファターゼ症
	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		天疱瘡
	先天性魚鱗癬	と	特発性拡張型心筋症
	先天性筋無力症候群		特発性間質性肺炎
	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症		特発性基底核石灰化症
	先天性三尖弁狭窄症		特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
	先天性腎性尿崩症		特発性後天性全身性無汗症
	先天性赤血球形成異常性貧血		特発性大腿骨頭壊死症
	先天性僧帽弁狭窄症		特発性多中心性キャッスルマン病
	先天性大脳白質形成不全症		特発性門脈圧亢進症
	先天性肺静脈狭窄症		ドラベ症候群
	先天性副腎低形成症	な	中條・西村症候群
	先天性副腎皮質酵素欠損症		那須・ハコラ病
	先天性ミオパチー		軟骨無形成症
	先天性無痛無汗症		難治頻回部分発作重積型急性脳炎
	先天性葉酸吸収不全	に	2 2 q 1 1 . 2 欠失症候群
	前頭側頭葉変性症		乳児発症 S T I N G 関連血管炎
	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む)		乳幼児肝巨大血管腫
			尿素サイクル異常症
そ	早期ミオクロニー脳症	ぬ	ヌーナン症候群
	総動脈幹遺残症	ね	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / L M X 1 B 関連腎症
	総排泄腔遺残		ネフロン癆
	総排泄腔外反症	の	脳クレアチン欠乏症候群
た	ソトス症候群		脳腱黄色腫症
	第 1 4 番染色体父親性ダイソミー症候群		脳内鉄沈着神経変性症
	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		脳表ヘモジデリン沈着症
	大脳皮質基底核変性症		膿疱性乾癬 (汎発型)
	大理石骨病		嚢胞性線維症

は	パーキンソン病		片側巨脳症
	バージャー病		片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	肺動脈性肺高血圧症		発作性夜間ヘモグロビン尿症
	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）		ホモシスチン尿症
	肺胞低換気症候群		ポルフィリン症
	ハッチンソン・ギルフォード症候群	ま	マリネスコ・シェーグレン症候群
	バッド・キアリ症候群		マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
	HTRA1 関連脳小血管病		慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
	ハンチントン病		慢性血栓塞栓性肺高血圧症
			慢性再発性多発性骨髄炎
ひ	PCDH19 関連症候群		慢性特発性偽性腸閉塞症
	PURA 関連神経発達異常症	み	ミオクロニー欠伸てんかん
	非ケトosis型高グリシン血症		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	肥厚性皮膚骨膜炎		ミトコンドリア病
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	む	無虹彩症
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		無脾症候群
	肥大型心筋症		無βリポタンパク血症
	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	め	メープルシロップ尿症
	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症		メチルグルタコン酸尿症
	左肺動脈右肺動脈起始症		メチルマロン酸血症
	ビッカースタッフ脳幹脳炎		メビウス症候群
	非典型溶血性尿毒症症候群		免疫性血小板減少症
	非特異性多発性小腸潰瘍症		メンケス病
	皮膚筋炎／多発性筋炎	も	網膜色素変性症
	表皮水疱症		もやもや病
	ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型）		モワット・ウィルソン症候群
ふ	VATER 症候群	や	ヤング・シンプソン症候群
	ファイファー症候群		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	ファロー四徴症	よ	4p欠失症候群
	ファンconi貧血		ライソゾーム病
	封入体筋炎	ら	ラスムッセン脳炎
	フェニルケトン尿症		ランドウ・クレフナー症候群
	複合カルボキシラーゼ欠損症		リジン尿性蛋白不耐症
	副甲状腺機能低下症	り	両大血管右室起始症
	副腎白質ジストロフィー		リンパ管腫症／ゴーハム病
	副腎皮質刺激ホルモン不応症		リンパ脈管筋腫症
	ブラウ症候群	る	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	プラダー・ウィリ症候群		ルビンシュタイン・テイビ症候群
	プリオン病	れ	レーベル遺伝性視神経症
	プロピオン酸血症		レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
			レット症候群
へ	閉塞性細気管支炎		レノックス・ガストー症候群
	β-ケトチオラーゼ欠損症		
	ベーチェット病		
	ベスレムミオパチー	ろ	ロウ症候群
	ペリー病		ロスムンド・トムソン症候群
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）		肋骨異常を伴う先天性側弯症

小児慢性特定疾病医療費助成制度

千葉県内に住所を有する１８歳未満の児童で、国が指定した疾病について、疾病の状態が認定基準を満たしている場合に医療費の一部を公費で助成します。（世帯の所得状況等に応じて自己負担額が異なります。）

（対象疾患群）

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 膠原病
- 糖尿病
- 先天性代謝異常
- 血液疾患
- 免疫疾患
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 皮膚疾患群
- 骨系統疾患
- 脈管系疾患

（対 象）

次の１・２を満たす児童等

- １．新規申請は１８歳未満の児童（継続申請は２０歳未満）
- ２．対象疾病（１６症候群８０１疾病）に罹患し、保険診療による治療を受けている者で、当該疾病の状態が国の定める認定基準に該当する者

（内 容）

対象疾病にかかわる治療で、指定医療機関における医療費を助成します。（世帯の所得や児童等の状態などに応じて自己負担額が異なります。）

（申請・お問い合わせ先）

千葉県難病助成事務センター
電 話：043-307-1765

【税の控除・優遇】

所得税・市民税の所得控除

対 象	所得から控除される額	窓 口
(特別障害者) 身 体 障 害 者 手 帳 1・2級 療 育 手 帳 A以上 精神障害者保健福祉手帳 1級	所得税 40万円 市民税 30万円	※原則として、手帳交付年月日の属する年から適用されます。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。 (所得税) ○勤務先の給与担当係 ○千葉西税務署 所在地：千葉市花見川区武石町 1-520 電 話：043-274-2111 (市民税) ○市民税課
(その他の障害者) 身 体 障 害 者 手 帳 3～6級 療 育 手 帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	所得税 27万円 市民税 26万円	

相続税の控除

対 象	控除額	窓 口
財産取得者が被相続人の法定相続人であり、かつ障害者であって年齢85歳未満の者	特別障害者 $(85\text{歳} - \text{障害者の年齢}) \times 20\text{万円}$ その他の障害者 $(85\text{歳} - \text{障害者の年齢}) \times 10\text{万円}$	被相続人の所轄税務署

贈与税の控除

対 象	内 容	窓 口
特定障害者	特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けたとき、6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円）を限度として非課税	各金融機関

預金利息等の非課税～マル優・特別マル優制度

対 象	内 容	窓 口
手帳所持者	銀行預金等・国債、公募地方債（預金等、公債とも元本350万円まで）の利子が非課税になります。	各金融機関

【交通機関の割引】

鉄道運賃の割引

（対象者）

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方

※手帳に記載される「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別により割引内容が異なります。

	第 1 種		第 2 種		割引率
	単独利用	介護者同伴	単独利用	介護者同伴	
J R	普通乗車券 ※片道 100 kmを超える場合	普通乗車券 定期乗車券 (※) 回数乗車券 急行券	普通乗車券 ※片道 100 kmを超える場合	定期乗車券 (※)	5 割
東京メトロ	普通乗車券 ※101 km以上乗車する場合		普通乗車券 ※101 km以上乗車する場合		
東葉高速鉄道	割引なし		割引なし		
京成電鉄	普通乗車券 定期乗車券 (※) 回数乗車券				

※障害者割引が適用される I C カードを利用できる場合があります。また、定期乗車券の割引については、各交通事業者によって割引条件が異なります。詳細については、各交通事業者へお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引

（対象者）

1 2 歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方

		利用区分	割引率	取扱区間	手続き
国内線の 各航空会社	療育手帳 身体障害者手帳・	第1種（介護者とも）	<ul style="list-style-type: none"> 航空会社、路線によって異なります。 なお、他の割引制度との併用はできません。 	国内線	航空券発券窓口到手帳を提示し、購入してください。
		第2種（本人のみ） （一部航空会社においては介護者にも適用）			
	保健福祉手帳 精神障害者	本人のみまたは本人＋介護者（一部航空会社において適用）			

バス運賃の割引

（対象者）

障害者手帳を所持する方

	種 類	割引率	手続き
路 線 バ ス	普通乗車券	5 割	運賃支払い時に、手帳を提示してください。 ※バス会社によって、取扱いが異なることがありますので、 <u>詳細については各バス会社へお問い合わせください。</u>
	定期乗車券	3 割	

タクシー運賃の一割引制度

（対象者）

身体障害者手帳・療育手帳を所持する方

（内 容）

手帳を提示することでタクシー料金の10%が割引となります。

（問合せ先）

千葉県タクシー協会

電 話：043-307-7002

障害者タクシー利用助成事業

心身に障害を有する方が外出の際に市と契約しているタクシー事業者等を利用した場合に、料金の一部を助成する制度です。

（対象者）

本市に住民票がある方で、次のいずれかに該当する方。ただし、居住実態が市外にある場合は対象外となります。

○身体障害者手帳 1・2級

○身体障害者手帳 3級のうち、視覚障害・下肢機能障害・体幹機能障害・移動機能障害（※）

○療育手帳 ①の1・①の2・①・Aの1・Aの2

○精神保健福祉手帳 1級

※手帳に記載されている障害名に視覚障害・下肢機能障害・体幹機能障害・移動機能障害3級と記載されている方が対象です。なお、視覚障害・下肢機能障害については、それぞれ障害4級に相当する障害が2つ以上記載されている方を含みます。

（交付枚数）

1枚500円のタクシー券を48枚交付します。追加で交付申請を行うことで、さらに48枚まで交付を受けることができます。（合計96枚）

（助成額）

市と契約しているタクシー事業者等に乗車した際に、最大1,000円まで助成します。千葉県タクシー協会の実施している割引制度と併せて利用できます。

タクシー等利用料金	助成額
1回の利用料金が1,000円未満の場合	1枚まで利用可能。最大500円まで助成します。
1回の利用料金が1,000円以上の場合	2枚まで利用可能。最大1,000円まで助成します。

（窓 口）

障害者支援課

福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害のある方など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスを言います。

（利用方法等）

福祉有償運送を利用するには、あらかじめ、事業所に登録が必要になります。各事業所への登録方法やサービス内容、料金などは事業所により異なりますので、各事業所にお問い合わせください。

（福祉有償運送実施事業所）

事業所名	住 所	電話番号
社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会	八千代市大和田新田 312-5	047-485-1245
NPO法人 ユーアイやちよ	八千代市八千代台西 8-16-1	047-482-4109
NPO法人 ひだまり	千葉市稲毛区長沼町 32	043-258-8604
社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会	八千代市大和田新田 312-5	047-483-3021
NPO法人 キュービット24の会	八千代市島田台 1299	0120-201-262
社会福祉法人 清明会	八千代市島田台 1002-6	047-480-5050
NPO法人 テンダーケア	八千代市米本 2207-8	047-406-4328
NPO法人 移動サポートちば・北総	佐倉市井野 108-77	043-463-4039

市営自転車駐車場の定期利用料金免除

（対象者）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人、または難病者援護金を受給している人

（内容）

申請により、自転車駐車場の定期利用料金を免除することができます。一時利用は免除の対象にはなりません。

（手続き）

窓口または郵送による申請をお願いします。申請には、下記の申請書と必要書類の写しを提出してください。

免除申請後、約2週間後に申請書の写しを郵送します。自転車駐車場の利用手続きをする2週間前には免除の申請をお願いします。申請書の写しがない場合には、料金の免除ができませんのでご注意ください。

申請書の写しの到着後、申請書の写しと公的な身分証明書をご持参の上、各管理事務所で定期利用の手続きをしてください。

ただし、自転車駐車場の空き状況によっては、定期利用ができない場合があります。空き状況については各管理事務所にお問い合わせください。

（必要書類）

- 申請書（郵送の場合は、市ホームページからダウンロードしてください。）
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 難病者援護金を受給している人は下記のいずれか
 - ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証
 - ・千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・千葉県特定疾患医療受給者証
 - ・八千代市難病者援護金受給資格認定通知書

(窓 口)

土木維持課

(市ホームページ)

「自転車駐車場定期利用料金の免除申請」

URL : <https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/49/50940.html>



【自動車関係】

自動車税・軽自動車税の減免

	対象者	対象障害区分	等 級		対象自動車	窓 口
自動車税	身体障害者	視 覚	1～3級及び4級の1		①障害者本人または同居の家族等が所有し、専ら障害者の移動のために障害者本人または同居の家族等が運転する自動車 ②単身で生活する障害者または障害者のみで構成される世帯の障害者が所有し、専ら障害者の移動のために常時介護者が運転する自動車 ※障害者 1 人につき 1 台に限られています。入院中である等、障害者の移動のために自動車を利用していない場合は、減免の対象となりません。	必要書類等について、事前にお問い合わせください。 (手続き窓口) ○千葉県自動車税事務所 千葉市中央区間屋町1-11 電 話：043-243-2721 F A X：043-243-2555 ○千葉西県税事務所 千葉市美浜区真砂4-1-4 電 話：043-279-7111 ○船橋県税事務所 船橋市湊町2-10-18 電 話：047-433-1275 ○佐倉県税事務所 佐倉市鎗木仲田町8-1 電 話：043-483-1403
		聴 覚	2・3級			
		平 衡	3級			
		音声・言語	3級（喉頭摘出のみ）			
		上肢不自由	1・2級			
		下肢不自由	1～6級			
		体幹不自由	1～3級及び5級			
		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3・4級			
		肝臓	1～4級			
		免疫不全	1～3級			
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級		
			移動機能	1～6級		
	知的障害者	1. ㊤（㊤の1・㊤の2）・Aの1の方 2. Aの2で、音声若しくは言語または上肢の機能障害があり、身体障害者手帳に3級と記載されている方				
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1級の方 ※精神障害の自動車税等生計同一証明書の発行機関は習志野保健所（習志野健康福祉センター）です。 電話：047-475-5151				
軽自動車税	自動車税に同じ ※精神障害を含む軽自動車税生計同一証明書の発行機関は障害者支援課です。				自動車税に同じ	(手続き窓口) ○市民税課 納税通知書が送付されてから納期限までに減免申請をしてください。

自動車税・軽自動車税の減免は、次のとおり申請期限があります。

●自動車税：下表のとおり（期限を過ぎて申請があった場合、申請日の翌年度から減免となります。）

該当区分	申請の期限
① 3月31日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限
② 障害者手帳等の交付を新規に受ける方（等級変更され新たに減免対象となる方を含みます。）	障害者手帳等の新規交付日（等級変更により新たに減免対象となった日を含みます。）から1か月以内
③ 自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録日から1か月以内
④ 今まで減免を受けていた自動車（前減免車）から別の自動車（申請車）へ乗り換えされる方	乗り換えした自動車の新規登録日または減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1か月以内（注）
（注）④の申請車または前減免車が4月1日以降に移転登録（名義変更）の場合、翌年度の納期限までとなります。	

●軽自動車税：納税通知書が送付されてから納期限まで

- ※ 軽自動車税の減免は、毎年申請が必要になります。期限を過ぎると当該年度は減免を受けることができませんのでご注意ください。
- ※ なお、減免を申請された方には、当初の申請内容から変更がないかどうかを確認する照会（現況照会）に対する回答をもって継続して減免を受けることができます。
- ※ 手帳を複数所持する方も、一人につき一台の減免です。全ての手帳に減免申請済のスタンプが押されます。
- ※ 手帳の再交付を受けた方（紛失、破損、再認定、再判定など）は改めて減免申請済のスタンプを押し直す必要があります。

自動車税：（千葉県ホームページ）<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/jidousha/>

ホーム＞くらし・福祉・健康＞県税＞県税のあらまし＞県税の種類＞自動車税（種別割）＞障害者等の方のための減免についてよりご参照ください。

軽自動車税：（八千代市ホームページ）<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/20/2736.html>

有料道路料金の割引

（対象者）

○障害者本人が運転する場合

- ・身体障害者手帳を所持するすべての方

○介護者が運転し、障害者本人が同乗する場合

- ・第1種身体障害者の方（第2種の方は本人が運転する場合のみ）
- ・療育手帳の程度が（A・Aの1・Aの2・Aの1・Aの2）の方

（対象となる自動車の範囲）

1. ETC無線通行（ノンストップ走行）で本割引の適用を希望される場合（自動車の事前登録が必要）

本人又は同居する親族等の所有する自家用車

2. 現金等で支払う場合や事前登録されていない自動車で本割引の適用を希望される場合

本人又は親族等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシー及び福祉有償運送車両

※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

※事前登録できる車は障害者一人につき一台です。

※軽トラックや外見上営業のために使用している自動車、割賦契約（ローン）や貸借契約（リース車やレンタカー）以外であって車検証の「所有者の氏名または名称」・「使用者の氏名または名称」に法人名が記載されている車両（重度の障害者が介護運転として利用するタクシーや福祉有償運送車両を除く）等は対象になりません。車両要件の詳細は「有料道路における障害者割引制度のご案内」冊子や高速道路会社HPをご覧ください。

（割引率）

5割（割引後の料金の額に端数が生じる場合、10円未満の端数は切り上げ）

（手続き）

障害者支援課で割引証明をします。割引の有効期間は申請日より2回目の誕生日までです。更新手続きは有効期限の2か月前から行うことができ、その場合は申請日より3回目の誕生日までが割引有効期間となります。（最長2年2か月間）

オンラインによる申請を希望される方は、ホームページをご確認ください。なお、オンライン申請はETC利用登録される方のみが対象となっており、マイナンバーカードのご用意とマイナポータルのご利用登録が必要です。

ホームページ：<https://www.expressway-discount.jp>

（必要書類）

- 身体障害者手帳または療育手帳（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）
- 自動車検査証または軽自動車届出済証
- 割賦・リース契約書等（割賦購入・リース（サブスク含む）車両の場合）
- 運転免許証（本人が運転する場合のみ）（※1）

～ETC（ノンストップ走行）で本割引の適用を希望される場合、加えて必要な書類～

- ETCカード（障害者本人名義のもの）1枚に限ります。ただし、障害者本人が20歳未満の重度の障害をお持ちの方が介護運転による本割引の適用を受け、かつ本人運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者その他の法定代理人等名義のものも対象（※2）（※3）
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書など、ETC車載器の車載器管理番号が確認できるもの（※2）
- （※1）変更申請時及び更新申請時は不要
- （※2）変更申請時及び更新申請時に前回申請時から変更のない場合は不要
- （※3）本人名義以外のカードを利用する場合は、住民票等、発行後6ヶ月以内の障害者ご本人とETCカード名義人の関係性がわかる公的書類をお持ちください。

（利用方法）

料金所において、係員に自動車登録番号または車両番号・割引有効期間が記載されているページを開いて手帳を提示するか、係員に手帳を手渡して、内容を確認してもらい、割引後の料金の額を支払う形となります。E T C利用の場合は、事前に本割引のために登録されたE T Cカードを、登録されたE T C車載器に挿入してE T Cレーンを通線通行（ノンストップ走行）いただくと、後日、割引後の料金の額が請求されます。

※割引については、車両の変更、利用するE T CカードやE T C車載器等に変更があった場合は、必ず事前の変更手続きが必要となります。（手続きをされないと割引が適用となりません）

※E T C利用（ノンストップ走行）の場合であっても、有料道路利用時には必ず手帳を携行してください。

※知人の車、車検時の代車、レンタカーや介護タクシー、福祉有償運送などの事前登録されていない自動車でも、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。

詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社 HP をご覧ください。

（E T C利用手続きに関する問い合わせ）

有料道路E T C割引登録係

電 話：045-477-1233 F A X：045-474-1110 受付時間：平日 9:00～17:00

（制度に関する問い合わせ）

首都高速道路株式会社 首都高お客さまセンター

電話：03-6667-5855 F A X：03-3249-1161（耳が不自由な方専用）

受付時間：24 時間（年中無休）

ちば障害者等用駐車区画利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害のある方など、歩行が困難な方が利用しやすくなるよう、千葉県が利用証を交付する制度です。

（対象者）

障害等により歩行が困難であると認められる方

（例…利用証の交付要件に該当する障害のある方、けが人など）

申請には、申請書と障害者手帳などの確認書類が必要です。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

（窓口）

- ・障害者支援課：障害のある方・難病患者
- ・千葉県健康福祉指導課：けが人など・郵送を希望する方

電 話：043-223-3924 F A X：043-222-6294

区 分			交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上		
		下肢	6級以上		
		体幹	5級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能 2級以上 移動機能 6級以上		
	内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上		
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者		療育手帳	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者		精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	

運転免許取得費の助成

重度の肢体不自由の方が、運転免許を取得する際の教習費用等の一部を助成します。

（対象者）

身体障害者手帳を所持する方のうち、上肢・下肢・体幹機能障害の1級または2級の方

（必要書類）

- 助成申請書
- 身体障害者手帳の写し
- 運転免許証の写し
- 運転免許証取得に直接要した費用を証する書類

（手 続 き）

自動車教習所の教習を受け、運転免許取得後 3 か月以内に助成申請書に必要書類を添付して申請してください。※その他、細かい基準があります。

（助 成 額）

免許取得に直接要した費用の 3 分の 2 の額（10 万円を限度に助成）

（窓 口）

障害者支援課

自動車改造費の助成

自動車を取得し、その自動車の改造が必要な場合、経費の一部を助成します。

（対 象 者）

身体障害者手帳を所持する方のうち、上肢・下肢・体幹機能障害の 1 級または 2 級の方で以下の条件を満たす方

○自分の自動車で、自分で運転する場合

○ハンドルやアクセル・ブレーキ等の一部を改造する必要があるもの

※その他、細かい基準があります。

（必要書類）

支払完了後 3 か月以内に次の書類を用意して申請してください。

○助成申請書

○身体障害者手帳の写し

○運転免許証の写し

○自動車検査証の写し

○見積書（自動車の改造箇所を明らかにしたもの）

○支払いをしたことが分かる書類

（助 成 額）

操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用（10 万円を限度に助成）

（窓 口）

障害者支援課

※運転免許の取得が可能であるか、自動車の改造が必要かについては適性検査を受けてください。

千葉県運転適性検査所

所在地：千葉市美浜区浜田 2-1

電 話：043-274-2000

高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間において、高齢運転者等が運転し、駐車できる標章が千葉県公安委員会より交付されます。

（対 象 者）

聴覚障害または肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方、70 歳以上の方、妊娠中及び出産後 8 週間以内の方

（駐車方法）

警察署へ申請し、標章の交付を受け、「標章車専用」の標識が設置されている場所に駐車し、標章を車の前面の見やすい箇所に掲示することにより、駐車ができます。

～お願い～

沢山の方がご利用になりますので、ご用件の済んだ方は速やかに車を移動して頂き、できるだけ多くの方が利用できるようにご協力をお願い致します。

「標章車専用」の標識が設置されている場所

- 八千代市八千代台南1丁目3番1（三井住友信託銀行八千代支店前）2区画
- 船橋市習志野台2丁目（習志野台商店街前）6区画
- 千葉市稲毛区弥生町2番（JR西千葉駅北口ロータリー）2区画
- 木更津市大和1丁目2番（千葉銀行前）2区画

（窓 口）

八千代警察署交通課

所在地：八千代市萱田町 681-39 電 話：047-486-0110

手続きに際し、自動車運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、自動車検査証、妊婦等の方は母子手帳等が必要です。

駐車禁止の対象除外

駐車禁止規制の対象から除外される標章が千葉県公安委員会より交付されます。

対象者

（身体障害者）

- 視覚障害 1～3級、4級の1
- 聴覚障害 2、3級
- 平衡機能障害 3級
- 上肢機能障害 1級、2級の1及び2
- 下肢機能障害 1～4級
- 体幹機能障害 1～3級
- 内部機能障害 1～3級
- 乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害
 - ＜上肢機能＞ 1級、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
 - ＜移動機能＞ 1、2級

（知的障害者）

- 療育手帳 (A)の1・(A)の2・(A)・Aの1・Aの2

（精神障害者）

- 精神障害者保健福祉手帳 1級

（その他）

- 色素性乾皮症にて小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方

（窓 口）

八千代警察署

所在地：八千代市萱田町 681-39 電 話：047-486-0110

（手 続 き）

手帳の写し2枚（顔写真、障害名、住所欄が記載されたもの）

代理申請の場合は八千代警察署へお問い合わせください。

【 情 報 ・ 通 信 】

NHK放送受信料の免除

NHKの放送受信料が免除となります。

（全額免除）

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
※手帳の種類・等級による違いはありません。

（半額免除）

以下の障害者手帳をお持ちの方が世帯主でかつ契約者である場合

○視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳

○身体障害者手帳 1・2級

○療育手帳 ㊦、㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2

○精神障害者保健福祉手帳 1級

（手 続 き）

障害者支援課で証明書を発行します。

（必要書類）

全額免除：障害者手帳・印鑑

※転入等で課税確認ができない方については、市町村民税非課税証明書が必要になります。

半額免除：障害者手帳・印鑑

（証明書の送付先・受付窓口）

NHK千葉放送局 経営管理企画センター 開発グループ

送 付 先：〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1

電 話：043-203-0700

F A X：043-203-0763

受付時間：平日 10:00～17:00

※NHK千葉放送局でも申請を受け付けています。

その場合、上記の必要書類に加えて、住民票（世帯全員用）および障害者手帳の内容と交付されていることがわかるものをご準備ください。

※免除に関する一般的なご質問は、NHKふれあいセンターへお問い合わせください。

NHKふれあいセンター

電 話：0570-077-077

受付時間：9:00～18:00（土日祝日も受付）

ホームページ：https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

携帯電話の基本使用料の割引

NTTドコモ・au・SoftBankの携帯電話の基本使用料等が割引となります。

（対 象 者）

障害者手帳をお持ちの方

（内 容）

基本使用料等が割引になります。（各会社により割引の内容が異なります）

（手 続 き）

各会社の支店にお問い合わせください。

NTTふれあい案内

目・耳・言葉・上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいがある方は無料で電話番号案内サービスをご利用できます。

○受付電話番号：0120-104-565

○受付時間：午前9時～午後5時（年中無休）

○お調べできる電話番号：企業・お店

○一回にお調べできる電話番号数：5件まで

（対象者）

■身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区分	身体障害者等級表による級別
視覚障がい	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1～2級
聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 （1級、5級はなし）
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級（1、2級はなし）

■戦傷病者手帳をお持ちで、いずれかの障がいのある方

区分	障害の程度
視力の障がい	特別項症～第6項症
上肢の障がい	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2、第4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1、第2、第4項症

■療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方

■精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（手続き）

ご利用には、事前に登録が必要です。下記フリーダイヤルへお問合せください。

手続き後は利用時にあらかじめ届け出た登録番号と暗証番号を伝えてください。

（窓口）

NTTふれあい案内事務局

電話：0120-104-174

FAX：0120-104-134

受付時間：9：00～17：00 年中無休

インターネット接続料金割引

次のいずれかに該当する方、もしくは次のいずれかに該当する方と同居し扶養する家族は、J：COM TV・NET・PHONEサービスの利用料金が減額されたプランを利用することができます。
また、工事費・契約事務手数料が無料となります。

利用料金の詳細および手続きの方法に関しては、お問い合わせください。

(対象者)

- 身体障害者手帳 1級・2級
- 療育手帳 ㉠・㉠の1・㉠の2・Aの1・Aの2・Bの1
- 精神障害者保健福祉手帳 1級

(問い合わせ・申込先)

J：COMカスタマーセンター

電話：0120-999-000 9:00～18:00（年中無休）

ホームページ：www.jcom.co.jp

※他のインターネットプロバイダーでも割引サービスを実施しているところもありますので、各社にお問い合わせください。

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方を、通話オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向につなぐ公共インフラとしてのサービスです。

(対象者)

聴覚や発話に困難がある方 ※利用には登録が必要です。

(問い合わせ・申込先)

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

手話・文字チャット・メールによるお問合せ：<https://www.nftrs.or.jp/contact/>

電話：0120-528-071 FAX：03-6275-0913

ホームページ：<https://www.nftrs.or.jp/>

(費用)

通話料は発信者負担（受信および緊急通報・フリーダイヤルは無料）

電話リレーサービスはこんなときに便利！

24時間365日、双方向で電話することができます。緊急通報にも対応、時間を問わずいつでも連絡を取り合うことができます。



仕事のやりとり

細かな問合せや急ぎの予定変更にも。同時に代理電話を頼むことなく、自分で速やかに業務を進めることができます。



病院への連絡

診療予約や変更をしたい時にも。また、受診前に自分のことばで症状を具体的に伝えることができます。

緊急通報

事故や災害発生などの緊急時にも。110（警察）、119（消防）、118（海上保安庁）への発信に対応しています。



家族や友人との会話

きこえない人とときこえる人同士の気軽な日常会話を楽しむためにも。電話だからこそ、遠くでも近くに感じられます。



画像提供：総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

【障害者を対象としたサービス】

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、障害のある人々の自立を支えます。

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行なわれる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と市町村が実情に合わせてサービスを提供する「地域生活支援事業（P48～）」に大別されます。

障害福祉サービス

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は、「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

（訪問系によるサービス）～介護給付㊦・訓練等給付㊧～

サービス名	内 容
居 宅 介 護㊦ (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います
短 期 入 所㊦ (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
重 度 訪 問 介 護㊦	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同 行 援 護㊦	視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合に、移動時及び外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行 動 援 護㊦	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援㊦	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
自 立 生 活 援 助㊧	一人暮らしに移行した利用者の居宅に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

（日中活動のサービス）～介護給付～

サービス名	内 容
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は、生産活動の機会を提供します。
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。

（就労支援・訓練等のサービス）～訓練等給付～

サービス名	内 容
自 立 訓 練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就 労 継 続 支 援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決にむけて必要な支援を行います。
就 労 選 択 支 援	就職先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、一定期間、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択にむけて支援を行います。

（居住系サービス）

サービス名	内 容
共 同 生 活 援 助 （グループホーム） ～訓練等給付～	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施 設 入 所 支 援 ～介護給付～	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

地域移行支援

サービス名	内 容
地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に、一定期間、住居の確保その他、地域における生活へ移行するために相談その他の支援を行います。
地 域 定 着 支 援	自宅において単身等で生活する人に、一定期間、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対し訪問等の必要な支援を行います。

計画相談支援

サービス名	内 容
サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

（利用の手続き）

年齢（１８歳未満・１８歳以上）や利用を希望されるサービスの内容によって、手続きが異なりますので障害者支援課へお問い合わせください。

利用希望される方の心身の状況や介護者の状況、指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案等を総合的に勘案してサービス利用の可否やサービスの量を決定します。

障害福祉サービスの種類によって、障害支援区分認定が必要となる場合があります。

（費用）

原則として、利用するサービス料金の１割相当が自己負担となります。ただし、世帯の市民税の課税状況等により、下記のとおり月額負担の上限額があります。また、収入等の状況により、負担額が軽減される場合があります。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護	０円
低所得	低所得１	０円
	低所得２	
一般１	居宅で生活する障害児（加齢児を除く）	４，６００円
	居宅で生活する障害者（加齢児を含む）及び２０歳未満の施設入所者	９，３００円
一般２	市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般１に該当しないもの	３７，２００円

低所得１…市町村民税世帯非課税者であって障害者または障害児の保護者の収入が年間８０万円以下であるもの

低所得２…市町村民税世帯非課税者のうち、低所得１に該当しないもの

一般１…市町村民税課税世帯に属する者のうち、居宅で生活するもの（２０歳未満の施設入所者は含む）であって、かつ市町村民税所得割額が１６万円（障害児（１８歳以上２０歳未満の障害児を除く。）及び、２０歳未満の施設入所者にあっては２８万円）未満のもの

※訪問系によるサービス以外の利用に際しては、上記の費用負担に加え、食費などの実費負担があります。

【障害児を対象としたサービス】

障害児通所支援とは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）や障害者手帳取得の有無に関わらず、療育的な支援等を必要とする児童を対象としたサービスです。保護者は市町村に申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する事業所と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

障害児通所給付

（主な児童通所支援サービス）

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う他、治療を必要とする児童に対しては理学療法による機能訓練や医学的管理下での支援を行います。
居 宅 型 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	外出することが著しく困難な方に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応の為に専門的な支援を行います。

障害児相談支援

サービス名	内 容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

（利用の手続き）

利用を希望されるサービスの内容によって、手続きが異なりますので障害者支援課へお問い合わせください。

利用希望される方の心身の状況や介護者の状況等を総合的に勘案してサービス利用の可否やサービスの量を決定します。利用希望に際し、調査を必要とする場合があります。

障害者手帳の有無は問いませんが、必要に応じて、医師の意見書を作成していただくことがあります。

（ 費 用 ）

サービスにかかる費用は障害者総合支援法と同様です。（４４ページをご参照ください）

障害児入所支援施設サービス

児童福祉法の一部改正により、複数の障害に対応できる体制を整える為、障害の種別ごとに決まっていた障害児施設の種類について再編が行なわれました。

（主な障害児施設の種類）

施設種別	目 的
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

（利用の手続き）

入所に関しては従来どおり児童相談所に申請し、支給の決定を受けた後、利用する施設と契約を結ぶ形となります。

詳細については、千葉県中央児童相談所（電話：043-253-4101）へお問い合わせください。

※相談については障害者支援課でも応じます。

（ 費 用 ）

サービスにかかる費用は障害者総合支援法と同様です。（４４ページをご参照ください）

ただし、地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう、児童福祉法独自の負担軽減があります。

補装具費の支給

身体障害者・難病患者等の職業その他日常生活の能率向上を図るために補装具の購入、修理または借受けに要する補装具費を支給します。ただし、同様の補装具について、介護保険や医療保険制度等で給付が受けられる方はそちらが優先となります。

平成30年4月より借受け制度が開始しました。借受けについては、身体の成長や障害の進行により、短期間の交換が想定されたり、購入前に比較検討が必要で、借受けが適切であると認められた場合に限ります。

障害の部位	対象となる補装具の一例
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡（色めがねを除く）
聴 覚 障 害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖・姿勢保持装置・重度障害者用意思伝達装置 ※介護保険優先

（手 続 き）

購入・修理・借受けの前に障害者支援課への申請が必要です。（購入・修理・借受け後の申請はできません）

なお、年齢（18歳未満と18歳以上）や補装具の種類によって、必要書類・手続きが異なります。（原則として、18歳以上の方は千葉県中央障害者相談センターでの面接による判定を受けていただきます）

（費用負担）

原則として、購入・修理・借受け費用の1割相当が自己負担となります。ただし、世帯の市民税の課税状況により、下記のとおり月額負担の上限額が決められています。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
非 課 税	市民税非課税世帯	0円
一 般	市民税課税世帯	37,200円

※一般の区分の方で、世帯の中に市民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合は補装具費の支給対象外となります。（児童を除く）

（支給方法）

いずれかの方法で購入費用を支給します。

①受領委任払い

購入費用のうち、事前に決定した利用者負担額を業者に支払い、残りの金額は市が補装具業者へ支払う。

②償還払い

補装具業者に購入費用の全額を支払い、市へ費用の請求をする。

【地域生活支援事業】

障害者総合支援法に基づき、八千代市が地域の実情に応じて行うサービスです。障害福祉サービスや介護保険法による同様のサービスが利用できる場合についてはそちらが優先となります。

利用にあたっては、「地域生活支援事業受給者証」が必要です。（一部のサービスを除く）

障害者支援課にて申請を行った後、利用を希望される方の障害の状況等によりサービスの支給量が決定され、受給者証が交付されます。

なお、利用される方の属する世帯の市民税の課税状況により、利用されたサービス費用の一部を負担していただきます。費用負担の区分は以下のとおりです。

詳しくは障害者支援課へお問い合わせください。

（費用負担区分）

世帯の区分	負担額
生活保護受給世帯	0円
市民税が非課税の世帯	0円
市民税が均等割のみ課税されている世帯	サービス利用料の3%相当
上記以外の世帯	サービス利用料の5%相当

移動支援サービス

屋外の移動が困難な方の外出を援助し、地域での自立生活や社会参加を支援します。

（対象）

- ① 肢体不自由1級（両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者に限る）で障害者総合支援法における障害福祉サービスのうち「重度訪問介護」の決定が受けられなかった方
- ② 障害者総合支援法における障害福祉サービスのうち「行動援護」の決定が受けられなかった知的障害児・者、精神障害児・者

日中一時支援サービス

障害者等の日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の一時的な休息を目的として日中の活動を支援します。

※宿泊を伴う一時的な支援については、障害者総合支援法における障害福祉サービスの「短期入所」をご利用ください。

（対象）

日中一時支援が必要と認められる障害児・者

訪問入浴サービス

自宅において入浴が困難な重度の障害者の方に、移動入浴車で訪問し、特殊浴槽で入浴サービスを行います。

(対 象)

身体障害者手帳 1・2 級を所持する方、または重度の知的障害児・者

※自宅に入浴が困難な方

※医師が入浴可能と認めた方

(内 容)

八千代市に訪問入浴サービスの登録がある事業者と契約し、訪問入浴サービスを受けた時、月に 10 回を限度としてその費用の一部を支給します。

手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣

聴覚障害者等へ通院や諸手続きなどに通訳を必要とする場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。また、ヒアリンググループの貸し出しも行います。

(対 象)

手話通訳・要約筆記が必要な方

(利用方法)

八千代市身体障害者福祉会・きらめき支援センターへお申込ください。

八千代市福祉センター 3 階

F A X ・ 電話：047-485-8822 メール：hukusikai.setti@kind.ocn.ne.jp



(費 用)

無料

障害者日常生活用具費の支給

障害児・者及び難病患者等の日常生活の便宜を図るための用具を購入する費用を支給します。

支給対象となる用具・対象者は次ページの一覧表をご覧ください。

なお、介護保険を利用できる方で介護保険と共通する用具を希望される場合は、介護保険の利用が優先されます。

(手 続 き)

用具の購入前に障害者支援課へご相談ください。(購入後の申請はできません)

ご相談の上、申請に必要な書類等の案内をいたします。

(支 給 方 法)

いずれかの方法で購入費用を支給します。

①受領委任払い

購入費用のうち、事前に決定した利用者負担額を業者に支払い、残りの金額は市が業者へ支払う。

②償還払い

業者に購入費用の全額を支払い、市へ費用の請求をする。

【日常生活用具費支給対象表】

(介) 介護保険優先。詳細は、事前に長寿支援課へ相談してください。

(難) 難病患者の方が助成対象となっている項目です。詳細な条件があるため、購入前にご相談ください。

種 目	対 象 者	限 度 額	耐用期間	備 考
視 覚 障 害 者 用 ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上 (学齢児以上)	録音再生機 85,000 円 再生専用機 60,000 円	6 年	ＤＡＩＳＹ方式による録音及び再生が可能なもの
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上 (学齢児以上)	13,300 円	10 年	音声または手指の触覚によって、視覚障害者が時刻を容易に知り得るもの
点字タイプライター	視覚障害２級以上 (就労、もしくは就学している者または就労が見込まれる者)	63,100 円	5 年	
電 磁 調 理 器	視覚障害２級以上または重度の知的障害 (該当者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	41,000 円	6 年	
視 覚 障 害 者 用 体 温 計	視覚障害２級以上 (該当者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	9,000 円	5 年	
視 覚 障 害 者 用 体 重 計	視覚障害２級以上 (該当者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	18,000 円	5 年	
視 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	視覚障害者 (該当者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	29,000 円	6 年	
視 覚 障 害 者 用 活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上 (学齢児以上)	99,800 円	6 年	文字情報を暗号化したものを読取り音声信号に変換して出力する機能を有するもの
視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	視覚障害者で、本装置により、文字等の判読が可能になる学齢児以上の者	198,000 円	8 年	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像（文字等）を簡単にモニターに映し出せるもの
歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	視覚障害２級以上 (学齢児以上)	7,000 円	10 年	
点字ディスプレイ	点字を使用する視覚障害２級以上の者（学齢児以上）	383,500 円	6 年	コンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの
点 字 器	点字を使用する視覚障害者（学齢児以上）	標準型 A 10,400 円 B 6,600 円 携帯用 A 7,200 円 B 1,650 円	7 年	標準型 A 32 マス 18 行 両面書 (真鍮版製) B 32 マス 18 行 両面書 (プラスチック製) 携帯用 A 32 マス 4 行 片面書 (アルミニウム製) B 32 マス 12 行 片面書 (プラスチック製)

種 目	対 象 者	限 度 額	耐用期間	備 考
点 字 図 書	視覚障害者	点字図書販売 価格から一般 図書販売価格 を減じた額	—	
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	聴覚障害２級以上 (該当者のみの世帯または これに準ずる世帯)	87,400 円	10 年	音、音声等を視覚、触覚等により 知覚できるもの
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	聴覚障害、音声機能障害または そしゃく機能障害者 (音声言語のみでは意思の疎 通が困難な学齢児以上の在宅 者)	71,000 円	6 年	一般の電話に接続し、音声の代わ りに文字等により通信が可能な機 器
聴 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	聴覚障害者であって、本装置の 使用によりテレビの視聴が可 能になる者 (在宅者)	88,900 円	6 年	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者 用番組並びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合成したもの を画面に出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者向け緊急 信号を受信するもの
便 器 (介)(難)	下肢機能障害２級以上または 体幹機能障害２級以上 (学齢児以上の在宅者)	便器 4,450 円 手すり 5,400 円	8 年	手すりを付けることができる (住宅改修を伴うものを除く)
特 殊 便 器 (難)	訓練を行っても自ら排便の処 理が困難である重度の知的障 害者または上肢機能障害２級 以上の者 (学齢児以上の在宅者)	151,200 円	8 年	足踏みペダル等にて温水温風を出 し得るもの (住宅改修を伴うものを除く)
特 殊 寝 台 (介)(難)	下肢機能障害２級以上または 体幹機能障害２級以上 (18 歳以上の在宅者)	154,000 円	8 年	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調整できる機能を有するも の
訓 練 用 ベ ッ ド (難)	下肢機能障害２級以上または 体幹機能障害２級以上 (3 歳以上 18 歳未満の在宅 者)	159,200 円	8 年	腕又は脚の訓練ができる器具を備 えたもの
特 殊 マ ッ ト (介)(難)	常時介護を要する下肢機能障 害１級もしくは体幹機能障害 １級または、重度の知的障害 (3 歳以上の在宅者)	19,600 円	5 年	じょくそうの防止または失禁等 による汚染もしくは損耗を防止で きる機能を有するもの
入 浴 担 架 (介)	下肢機能障害２級以上または 体幹機能障害２級以上 (入浴に介助を要する 3 歳以 上の在宅者)	82,400 円	5 年	障害者を乗せたままリフト装置に より入浴させるもの
体 位 変 換 器 (介)(難)	下肢機能障害２級以上または 体幹機能障害２級以上 (下着交換等に介助を要する 学齢児以上の在宅者)	15,000 円	5 年	介助者が障害者の体位を変換さ せるのに容易に使用し得るもの

種 目	対 象 者	限 度 額	耐用期間	備 考
入 浴 補 助 用 具 (介)(難)	下肢機能障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上 (入浴に介助を要する 3 歳以上の在宅者)	90,000 円	8 年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの(既存の浴槽で入浴できない場合は簡易浴槽を含む) (住宅改修を伴うものを除く)
移 動 用 リ フ ト (介)(難)	下肢機能障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上 (3 歳以上の在宅者)	159,000 円	4 年	介助者が障害者を移動させるにあたって容易に使用できるもの (住宅改修を伴うものを除く) ※耐用期間後の修理については、ご相談ください。
特 殊 尿 器 (介)(難)	下肢機能障害 1 級または体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する学齢児以上)	67,000 円	5 年	尿が自動的に吸引されるもの
訓 練 い す	下肢機能障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上 (3 歳以上 18 歳未満の在宅者)	33,100 円	5 年	附属のテーブル付きのもの
歩 行 支 援 用 具 (介)(難)	平衡機能障害、下肢機能障害または体幹機能障害 (家庭内での移動等に介助を要する 3 歳以上の在宅者)	60,000 円	8 年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること 1 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする (住宅改修を伴うものを除く)
歩 行 補 助 杖	下肢機能障害または体幹機能障害	4,000 円	3 年	T 字状または棒状の一本杖
居宅生活動作補助用具 (介)(難) (障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)	下肢機能障害 3 級以上、体幹機能障害 3 級以上または移動機能障害 3 級以上 (3 歳以上の在宅者) (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害 2 級以上)	200,000 円	—	(住宅改修の範囲) 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 4 引戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修 (支給申請は 1 回限りとする)
携 帯 会 話 用 補 助 装 置	音声機能障害、言語機能障害または肢体不自由障害で発声発語に著しい障害を有する学齢児以上の者	98,800 円	5 年	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有するもの

種 目	対 象 者	限 度 額	耐用期間	備 考
情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上または視覚障害２級以上 (学齢児以上)	100,000 円	7 年	パーソナルコンピュータへの入力操作を容易に行うことができる周辺機器及び画面に表示される情報を拡大化、音声化できるアプリケーションソフト
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者 (在宅者)	17,000 円	10 年	
透 析 液 加 温 器	腎臓機能障害３級以上の者で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行うもの	51,500 円	5 年	
ネ ブ ラ イ ザ ー (難)	呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者	36,000 円	5 年	
電気式たん吸引器 (難)	呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者	56,400 円	5 年	
吸引・吸入両用器 (難)	呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者	92,400 円	5 年	
足踏式・手動式 た ん 吸 引 器 (難)	呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者	12,000 円	5 年	
ポータブル蓄電池 (難)	在宅で日常的に人工呼吸器もしくは電気式たん吸引器を使用し、または医療保険における在宅酸素療法を行う者であって呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者	60,000 円	6 年	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力 300W以上のもの
パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和度測定器) (難)	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	5 年	
火 災 警 報 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者 (該当者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500 円	8 年	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発すると共に屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (必要に応じ２個とすることができる)
自 動 消 火 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者 (該当者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700 円	6 年	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの

種 目	対 象 者	限 度 額	耐用期間	備 考
頭 部 保 護 帽	歩行が不安定で頻繁に転倒がある 平衡機能障害、下肢機能障害もしくは 体幹機能障害を有する者または てんかんの発作等により頻繁に転 倒がある知的障害もしくは精神障 害を有する者	A 15,200 円 B 36,750 円	3 年	A スポンジ及び革を主材料に製 作したもの B スポンジ、革及びプラスチッ クを主材料に製作したもの
人 工 喉 頭	喉頭を摘出した音声機能障害で食 道発声が困難な者	笛式 5,000 円 気管カニ ューレ付 き 8,100 円 電動式 70,100 円	笛式 4 年 電動式 5 年	電動式については、笛式による発 声が困難な者に限る
収 尿 器	せき髄損傷等により排尿障害（特 に失禁のある場合）のある肢体不 自由障害者	男性用 7,700 円 女性用 普通型 8,500 円	1 年	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成 し尿の逆流防止装置を つけるもの（ラテック ス製またはゴム製） 女性用 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を 要するもの。
		女性用 簡易型 2,950 円	1 か月	女性用 簡易型 ポリエチレンの採尿袋 導尿ゴム管付き
ス ト ー マ 装 具 （消化器系）	直腸機能障害を有する者でスト ーマ用装具を必要とするもの	8,858 円	1 か月	
ス ト ー マ 装 具 （尿路系）	ぼうこう機能障害を有する者で ストーマ用装具を必要とするもの	11,639 円	1 か月	
紙 お む つ 等 （紙おむつ、サラン、 ガーゼ、脱脂綿）	次のいずれかに該当する3歳以上 の者 1 治療によって軽快の見込 みのないストーマ周辺の皮膚の 著しいびらんまたはストーマの 変形のためストーマ用装具を装 着することができない者 2 先天性疾患（先天性鎖肛 を除く）に起因する神経障 害による高度の排尿機能障 害または高度の排便機能障害の ある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成 術に起因する高度の排便機能 障害のある者 4 脳性麻痺等脳原性運動機能 障害により排尿または排便の意 思表示が困難な者	12,000 円	1 か月	洗腸装具との重複申請は不可
洗 腸 装 具	上記に同じ	12,000 円	6 か月	紙おむつ等との重複申請は不可

【その他のサービス・制度】

配食サービス

調理困難な方に、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認をする指定事業者の配食サービスを利用した場合に助成します。

（対象）

身体障害者・知的障害者・精神障害者で調理することが困難であり、一人暮らしである等から家族や親族から食事の提供を受けることができない方

（内容）

1日1食（夕食）（希望する曜日に事業者が手渡しでお届けします。）

助成額：1食あたり100円

（指定業者）

○ワタミ（ワタミの宅食）

○配食のふれ愛シルバーライフ 勝田台店

○シルバーライフ 八千代花見川店

○ライフデリ 八千代習志野店

○生活協同組合パルシステム千葉

○宅配クック 123 花見川店

※事業者によっては週5日以上注文など条件があります。

※おかずのみの注文は市の助成対象とはなりません。

（窓口）

障害者支援課

八千代市軽度中等度難聴児補聴器購入費助成

（対象児童）

以下の要件を満たす児童

- ・八千代市内に住所を有している児童
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度難聴児
- ・指定自立支援医療機関の医師が補聴器の使用により言語の習得等に効果があると認める児童

（内容）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度難聴児の言語及び社会性の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

（支給制限）

世帯の中に市民税の所得割が46万円以上の方がいる場合には対象外となります。

（必要書類）

- ・申請書
- ・医師意見書（所定の用紙があります）
- ・見積書
- ・同意書（世帯の市民税額・住民基本台帳を確認するためのもの）

※事前申請が必要であり、購入後の申請は対象外となります。

（助成金額）

基準額の3分の2（1,000円未満は切り捨て）

※基準額の詳細についてはお問い合わせください。

（窓口）

障害者支援課

在宅障害者火災時等の情報提供

障害によっては、火災時などに避難や情報の伝達・収集などに困難を伴うことがあるため、火事や水害が発生したときに消防本部から情報を提供し、避難しやすくします。

（対象者）

- 身体障害手帳 視覚：１～３級
聴覚：２～３級
平衡機能：３級
音声言語機能またはそしゃく機能の障害：３級
肢体不自由：１～３級
呼吸器機能障害：１・３級
- 療育手帳 Bの２以上

（内容）

火災等の災害が発生した現場付近の対象者宅へ現場の隊員が避難勧告など行います。

（窓口）

障害者支援課

※情報提供に関わる「同意書」を提出していただきます。

避難行動要支援者登録制度

災害時に自力で避難することが困難であり、円滑に避難するために特に地域の支援を要する方を対象として、市では避難行動要支援者名簿を作成しています。このうち、平常時から避難支援等関係者（民生委員や自治会等）に情報提供を希望する方には、「避難行動要支援者登録制度」があります。

（対象者） ※施設入所者を除く

- 身体障害者手帳 視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能障害 １・２級
- 療育手帳 ㉠・㉡の１・㉡の２・Aの１・Aの２
- 精神障害者保健福祉手帳 １級
- 指定難病医療費助成受給者または小児慢性特定疾病医療費助成受給者のうち、人工呼吸器等装着者

※上記に該当しない方でも登録が認められる場合があります。

（内容）

避難支援等関係者は、平常時より避難行動要支援者に対する声掛けや見守りによる地域のつながりの構築、災害発生時には可能な範囲で必要な支援に努めます。なお、登録の際は、避難支援等関係者への情報提供の同意に係る手続きが必要となります。

（窓口）

障害者支援課

聴覚障害者・言語障害者専用１１９番緊急通報システム

急病などの緊急事態が発生した時、FAXや携帯電話・スマートフォン等のインターネット回線を利用して文字情報により緊急通報することが出来ます。

（対象者）聴覚や言語機能に障害があり、電話でのやりとりが出来ず不便を感じている方。

（内容）火事や救急のための緊急通報

《FAX１１９》

FAX番号：１１９ ※１１９番通報専用FAX用紙も活用してください。

（八千代市身体障害者福祉会のホームページからダウンロードが可能です。）

《NET119》

NET119での通報は窓口での事前登録が必要となります。

(窓 口)

障害者支援課

※NET119の事前登録には携帯電話またはスマートフォンをご持参ください。

聴覚障害者・言語障害者専用110番緊急通報システム

(対 象 者)

聴覚や言語機能に障害がある方など、音声による110番通報が困難な方を対象としています。

(内 容)

スマートフォンなどのアプリケーションやインターネットのWeb機能もしくはFAXを利用して、文字や画像で警察へ通報することができるシステムです。

《110番アプリシステム》

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録してください。

《メール 110番システム》

110番通報用アドレス：<https://chiba110.jp>

※「訓練用アドレス <https://chiba110.jp/tr/>」で110番通報の練習をすることができます。

《FAX 110番》

FAX：0120-110-294

※「110番緊急通報専用FAX用紙」を活用してください。

(千葉県警察本部のホームページからダウンロードが可能です。)

令和3年7月1日から一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する電話リレーサービスを利用した緊急通報へ対応しています。

(窓 口)

千葉県警察本部地域部通信指令課

所 在 地：千葉市中央区長洲1-9-1

電 話：043-201-0110 (内線 3621、3625) FAX：0120-110-294

ホームページ：http://www.police.pref.chiba.jp/shireika/shireika_110.html

ひとり暮らし重度身体障害者等緊急通報システム

急病や事故など緊急時に簡単な操作で、電話回線を通じて外部に通報できる機器を設置します。

(対 象 者)

身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らしの方

(内 容)

市より委託した警備会社が自宅に緊急通報装置を設置し、通報があった場合に、即時に必要な処置(救急車の要請や安否の確認、緊急連絡先への連絡)を行います。

(費 用)

無料(ただし、通信料は自己負担)

(窓 口)

障害者支援課

※携帯電話の場合は、お住まいの地域によって利用できない場合があります。

八千代市障害者グループホーム等入居者家賃助成

障害者総合支援法に規定するグループホームまたは生活ホームに入居されている方が支払った家賃の一部を助成します。

(対 象 者)

八千代市において、障害福祉サービス受給者証の交付を受け、グループホームまたは生活ホームに入居している方で、市町村民税が非課税世帯に属する方(生活保護受給中の方は除く。)

(助 成 額)

1 か月分の家賃額(国からの給付を除く)の2分の1 (限度額20,000円)
(生活ホームは限度額25,000円)

(窓 口)

障害者支援課

車椅子の貸出

車椅子を必要とする方へ一時的に無料で貸出しをしています。手帳の有無は問いません。

(内 容)

3か月を限度に貸出しをします。

(窓 口)

八千代市身体障害者福祉会・きらめき支援センター 八千代市福祉センター3階
電 話 : 047-485-1245 F A X : 047-485-1329

声 の 広 報

視覚障害者に対して「広報やちよ」の掲載記事を録音したデジタル録音CDを貸出します。

(窓 口)

広報広聴課

図書館宅配サービス

身体に障害があり図書館の利用が困難な方に、図書や視聴覚資料などを中央図書館から自宅にお届けします。

(対 象)

市内在住で、身体障害者手帳1～3級(視覚障害は1～4級)の交付を受けた方

(窓 口)

中央図書館
電 話 : 047-486-2306 F A X : 047-456-8665

サービスを利用するには事前に登録が必要になります。中央図書館へお問合せください。

ミライロID

スマートフォンに障害者手帳を登録することで手帳の情報を画面上に表示できるアプリです。

障害者手帳をお持ちの方が施設をご利用の際に受けられる割引を、ミライロIDを提示した場合でも同様に受けられるようになります。また京成電鉄、東葉高速鉄道、京成バス等においてもミライロIDを提示して割引を受けることが出来ます。

お問い合わせ support@mirairo-id.jp ホームページ <https://mirairo-id.jp/>

【難病患者等・小児慢性特定疾病児の制度】

難病の患者に対する医療等に関する法律で指定されている348の疾病・小児慢性特定疾病児などに対する制度です。平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、障害福祉サービスの対象に新たに難病患者などが加わりました。現在376の疾病が対象となっており、段階的に拡大されています。

詳細については、障害者支援課や各窓口へお問い合わせください。

難病の医療費助成に関する申請・お問い合わせ窓口

○千葉県難病助成事務センター

電 話：043-307-1765

難病に関する相談窓口

○習志野保健所（習志野健康福祉センター） 地域保健課

電 話：047-475-5153

○千葉県総合難病相談・支援センター

ホームページ：http://www.ho.chiba-u.ac.jp/nanbyo/

○東葛南部地域難病相談・支援センター（順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院内）

電 話：047-353-3111（内線2179）

在宅人工呼吸器療養者支援事業

吸入器・吸引器・パルスオキシメーターの購入費用を補助しています。

（対象者）

県内に住所を持ち県内の自宅・介護保険法で定める居宅で、人工呼吸器を使用し療養する難病（指定難病、小児慢性特定疾病、特定疾患治療研究事業の対象疾患）患者の方、ただし、市町村が行う福祉サービスの補助の対象にならない方

（窓口）

公益財団法人 千葉ヘルス財団（千葉県健康福祉部疾病対策課内）

電 話：043-223-2663

ホームページ：http://www.chiba-health.or.jp/

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活の便宜を図るため、たん吸引器や車椅子などの日常生活用具を給付します。

扶養義務者の市民税額に応じて一部または全部の費用負担があります。

（対象者）

千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

（窓口）

障害者支援課

【 投 票 制 度 】

障害者の方も等しく選挙権を行使していただくために、次のような制度を設けています。
詳しくは八千代市選挙管理委員会へお問い合わせください。

制度の名称	対象者	手続き方法
代 理 投 票	障害があるなどのために字を書くことが困難な方	投票所で申し出てください。
点 字 投 票	視覚障害者	投票所で申し出てください。
郵便等による 不在者投票	身体障害者手帳 ○両下肢・体幹又は移動機能障害 1・2級 ○内部障害(免疫・肝臓以外) 1・3級 ○免疫・肝臓障害 1～3級 介護保険 要介護「5」	事前に選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付申請をし、証明書を受ける必要があります。 投票用紙等の請求は、投票日の4日前までに、証明書を添えて選挙管理委員会に申し出てください。
郵便等による 不在者投票代理記載	上記の郵便等による不在者投票のできる方のうち、上肢または視覚の障害程度が1級の方	上記の申請の他に、代理記載をさせることができる選挙人であることの証明を受けるための申請、代理記載人の届出が必要となります。
指定病院や指定施設に 入院・入所している方の 不 在 者 投 票	都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している方	入院、入所中の病院・施設へご確認ください。

【福祉資金の貸付】

障害者の方、低所得の方、高齢者の方のために、次の貸付があります。
他制度が利用できる場合は、そちらが優先となります。

生活福祉資金

教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高校・大学に就学するために必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高校・大学に入学するために必要な経費
福祉資金	生業費	生業を営むのに必要な経費
	技能習得費	生業を営みまたは就職するために必要な知識、技能を修得するのに必要な経費 技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費
	療養費	低所得または高齢者世帯で負傷または疾病の療養に必要な経費 ただし、療養期間が1年以内
	介護等費	介護保険法による介護給付の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費等、または障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、又は補装具を購入・修理するために必要な経費 ただし、貸付期間は1年以内
	福祉費	結婚、出産及び葬祭に必要な経費、日常生活の便宜上、必要な機器購入費等の経費
		住居の移転等に際し、必要な経費
		日常生活の便宜を図るための高額福祉機器購入等に必要な経費
		障害者の通院通勤、社会参加等のための自動車購入に必要な経費
	住宅費	住宅の増改築補修、または保全に必要な経費
緊急小口資金		低所得世帯で医療費または介護費の支払い、給料の盗難、年金・保険・公的給付の支給開始まで、火災などによって生活費が必要なとき

(窓 口)

八千代市社会福祉協議会

電話：047-483-3021

【障害者福祉センター】

八千代市障害者福祉センター

障害のある人及びその家族が気軽に集い、情報交換及び交流活動のできる施設です。
障害のある人の自立及び社会参加を支援する目的であれば、障害の有無にかかわらず、だれでも利用することができます。

所 在 地：八千代市ゆりのき台 2-10 （保健センターに併設）

電話・FAX：047-487-0050

開 所 日 時：月曜日～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日及び年末年始はお休みです

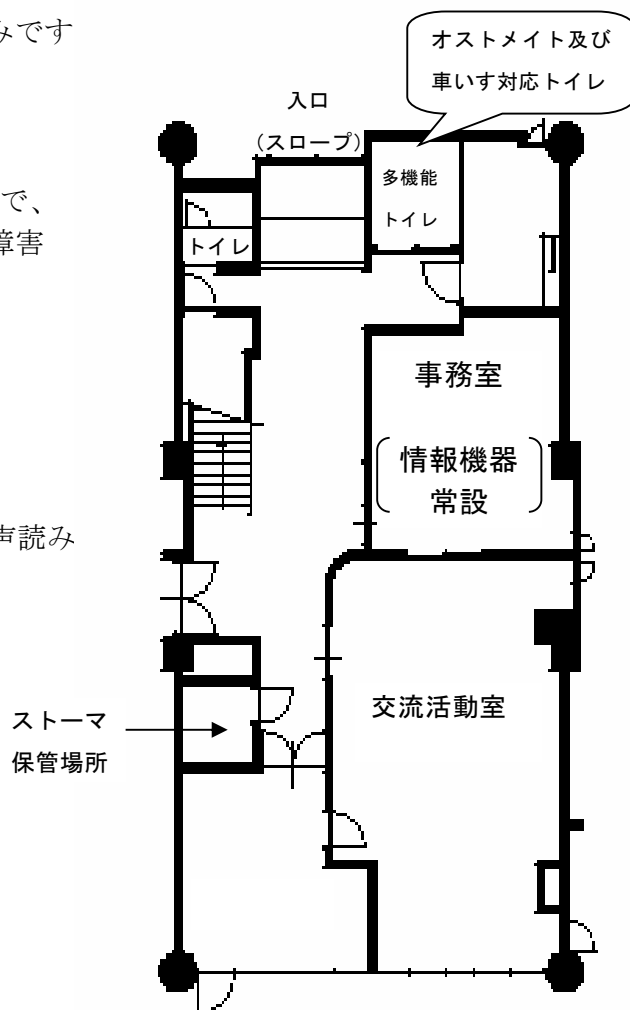
（施設ご案内）

○交流活動室

障害のある人の自立及び社会参加を支援する目的で、ボランティア団体等が活動をする場として、また、障害のある人やその家族が交流の場として利用できます。

○事務室（情報機器常設）

障害のある人が利用しやすいように配慮された音声読み上げ機能のあるパソコンなどを設置しています。



(ストーマ用装具の保管場所の提供)

地震等の災害時に備え、自分が保有するオストメイトのストーマ用装具の保管場所を提供しています。事前登録が必要です。

(窓 口)

基幹相談支援センター
障害者支援課

(利用申し込みについて)

○交流活動室

利用したい日の3か月前（その日が、日・祝日に当たる時は、その日より前の日祝日でない日）から電話、FAXまたは来所により予約できます。

○情報機器（パソコンなど）

空いていればいつでも利用できますが、事前にお問い合わせください。

○施設の予約・問い合わせ先

障害者福祉センター
電話・FAX：047-487-0050

(交通のご案内)

○交通

東葉高速鉄道八千代中央駅から徒歩約10分

○地图



【職業相談・生活訓練等】

地域活動支援センター

(地域活動支援センターⅢ型)

名 称	内 容	所在地	開所日時
すずらん	・精神疾患を抱える方を主対象としています。フリースペースの利用やレクリエーションなどのプログラムへの参加ができます。(居場所や余暇活動の機能を重視しています。) 利用料はありません。プログラムに要する実費負担がある場合は事前にご連絡します。	八千代市八千代台南 2-24-7 電話・FAX：047-486-7871 ホームページ： http://yatisuzu.web.fc2.com ブログ： https://ameblo.jp/suzuran7871/ 	月・火・木・金 10:00～16:00

八千代市地域活動支援センター通所交通費助成※地域活動支援センターⅢ型の通所に限る

(対 象 者)

以下の①～③全てに該当すること

- ①八千代市に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されていること
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること
- ③地域活動支援センターⅢ型に通所していること

(助 成 金 額)

1 か月の通所に要する交通機関の運賃の 2 分の 1 を助成 (上限 5, 0 0 0 円)

(窓 口)

障害者支援課

病院デイケア

回復途上にある通院中の精神障害の方に、適正な医療管理のもとに生活指導及び作業指導をおこないます。

健康保険適用のため 3 割負担ですが、自立支援医療を利用の方は 1 割負担となります。

名 称	開催日	窓 口
八千代病院デイケア	月曜日～金曜日 9:00～15:00	八千代病院 〒276-0021 八千代市下高野 549 電 話：047-488-1511 F A X：047-488-7162 ホームページ： http://www.harmonicheartts.or.jp/yachiyo/

しのだの森ホスピタル ・デイケア ・リワーク（職場復帰支援）	火曜日～土曜日 10:00～16:00	しのだの森ホスピタル 〒276-0004 八千代市島田台 1212 電 話：047-488-2218 ホームページ： https://www.sinodanomori.or.jp
--------------------------------------	------------------------	---

職業紹介・相談

病状が安定していて、仕事に就きたいと思っている方、仕事を探している方などのために、次の機関が様々な事業を行っています。

名 称	内 容	所在地	問い合わせ先
船橋公共職業安定所 第二庁舎 (ハローワーク 船橋)	相談・紹介	船 橋 市 本 町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル 7 階	電 話：047-420-8609 (部門コード 45 井) ハローワークインターネット サービス： https://www.hellowork.mhlw.go.jp
千葉障害者職業 センター	就職や職場定着、職場復帰の 支援を行っています。 (職業相談・職業評価、職業準備 支援、ジョブコーチ支援、職 場復帰(リワーク)支援など)	千葉市美浜区 幸町 1-1-3	電 話：043-204-2080 F A X：043-204-2083 ホームページ： https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/chiba/index.html
障害者就業・生活支援 センターあかね園	働きたいと思っている方、就業 中の方、離転職を考えている方 等、“働く”に関する相談を受 けています。また、生活面にお いても関係機関と連携しなが ら様々なサポートを行ってい ます。	習志野市 茜浜 3-4-5	電 話：047-452-2718 F A X：047-452-2693 ホームページ： https://akaneen.com E-mail： sien-center@akaneen.com
千葉障害者就業支援 キャリアセンター	【就業準備訓練】基本的な生活 習慣やコミュニケーションな ど、職業準備性の確認と訓練を 行います。 【精神障害者等職場内サポー ター養成研修】企業担当者向け に精神障害者等への理解を深 める研修を開催しています。	千葉市美浜区 新港 43	電 話：043-204-2385 F A X：043-246-7911 ホームページ： http://www.syougaishya-career.or.jp/

<p>若者サポートステーション</p> <p>(15～49歳で仕事や通学をしておらず、訓練を受けていない就職に意欲のある人およびその家族)</p>	<p>就労相談 生活相談 保護者相談 出張相談 心理相談 各種講座 職業人講話 職場見学 職場体験 適職診断 企業説明会 学び直し支援</p>	<p>ちば地域若者サポートステーション 所在地：千葉市美浜区幕張西 4-1-10 ちば仕事プラザ内 電 話：043-351-5531 ホームページ：https://chibasapo.jp/</p> <p>ふなばし地域若者サポートステーション 所在地：船橋市湊町 2-1-2 Y.M.A. office ビル 5 階 電 話：047-437-6003 (問い合わせ) 047-437-5338 (相談受付) F A X：047-437-6003 ホームページ：https://funasapo.com/</p>
---	---	---

職業訓練校

名 称：千葉県立障害者テクノスクール (ちばテク障害者校)
～「やりたい」を「できる」に！～

所 在 地：千葉市緑区大金沢町 470

電 話：043-291-7744 F A X：043-291-7745

ホームページ：https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/

(訓練科目及び定員)

<1年コース> ※4月入校

【主に身体障害者向けコース】

- ・DTP・Webデザインコース (10名) ・福祉住環境・CADコース (10名)
- ・PCビジネスコース (20名)

【精神障害者・発達障害者対象コース】

- ・職域開拓コース (10名)

【主に知的障害者向けコース】

- ・基礎実務コース (20名)

<半年コース> ※7月・1月入校

【主に知的障害者向けコース】

- ・短期実務コース (5名)

(応募の方法)

配布機関で応募書類用紙の交付を受け、必要書類を添付して、受付期間中に公共職業安定所に提出してください。

(配布機関)

各公共職業安定所・千葉障害者職業センター・市町村障害福祉担当課・千葉県立障害者テクノスクールなど

障害者委託訓練事業

障害のある求職活動中の方が、就職に必要な知識・技能等を習得し、職業人として自立するために、千葉県が企業や社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練施設などに、訓練を委託して実施する短期の公共職業訓練です。

訓練コース名	コース概要	訓練場所
PC技能習得コース	初級～中級レベルのPC技能習得訓練	PCスクール等
作業実務コース	実技を中心とした作業訓練	NPO法人等
デュアルシステムコース	座学等の集合訓練と企業等における職場実習を組み合わせた訓練	NPO法人・企業等
企業実践コース	企業等の事業所現場で実際の業務に即した訓練	企業等
eラーニングコース	通所が困難な障害がある方等を対象としたインターネットを活用したPC訓練	自宅等 (スクリーニング実施場所含む)
在職者訓練コース	在職中の方を対象に職種転換等を目的としたPC訓練・作業訓練	PCスクール、NPO法人等

※受講の申し込みにあたり、公共職業安定所への求職登録等の要件があります。書類選考及び面接により、受講の可否が決定されます。

※状況によっては、未開講のコースもあります。

(応募の方法)

配布機関で受講申込書等の交付を受け、必要書類を添付して、公共職業安定所に提出してください。ただし、在職者訓練コースは受講申込書等を、当スクールに郵送または持参してください。

(配布機関)

各公共職業安定所・千葉障害者職業センター・市町村障害福祉担当課・千葉県立障害者テクノスクールなど

(問合せ先)

千葉県立障害者テクノスクール 相談支援課

電話：043-291-7744 F A X：043-291-7745

ホームページ：https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/itaku.html

音声機能障害者発声訓練

(内容)

喉頭摘出により、声を失った方に対して発声訓練を行い、第2の声を習得することを目的としたものです。

(窓口)

京葉喉友会

<事務局>E-mail: ishibashi.2413@vega.ocn.ne.jp

視覚障害者のための相談・支援室

(内 容)

視覚障害者が抱える生活上の諸問題について、当事者の視点をふまえながら相談を受け、支援に繋げて行くことを目的としています。

- ① 相談方法 来室相談、電話相談
- ② 曜日・時間 第1・第3水曜日 10:00～16:00 (ピアサポート相談)
第2水曜日 10:00～16:00 (ピアサポート相談)
- ③ 場所 (第1・第3水曜) 視覚障害者総合支援センターちば
〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3 (JR四街道駅より徒歩5分)
(第2水曜日) パレット柏
〒277-0005 柏市柏 1-7-1-301 Day One タワー3階

(窓 口)

千葉県視覚障害者福祉協会

相談専用電話：043-421-6910 (第1・3水曜) (開設日以外は 043-421-5199 相談予約のみ)
080-7153-8228 (第2水曜)

視覚障害者社会生活訓練教室開催事業

(内 容)

家庭での日常生活活動で必要とされる諸能力について訓練指導を行い、感覚又は日常生活能力の向上を図るとともに、社会生活に必要な知識の習得、体験交流等が行なえる場を設けることにより福祉の増進、生活文化の向上に資することを目的としたものです。

(訓 練 内 容)

- ① 家事の基本に関すること(裁縫)
- ② 美容又は身だしなみに関すること
- ③ 人間関係に関すること
- ④ 芸術、文化等、一般教養に関すること
- ⑤ 教養又は趣味に関すること (手芸・生花・お茶等)
- ⑥ 健康管理に関すること
- ⑦ その他、社会生活上必要な事項

(窓 口)

千葉県視覚障害者福祉協会

電 話：043-421-5199

視覚障害者パソコン教室

(内 容)

パソコンの基礎的な使い方やその他情報支援機器 (デジタイザ・点字ディスプレイ・スマートフォン等) の操作方法など。通うことが難しい方は、Zoomによる指導もありますので、ご相談ください。

受講を希望される方は、開催日の1週間前までにお申込みください。

- ・講師 ITサポーター 2名 (うち2名視覚障害者)
- ・対象者 千葉県内在住の視覚障害者 (基礎から勉強したいと考えている方)
- ・受講日時 毎月第2・第4月曜日 10:00～12:00、13:00～15:00
- ・受講料 無料

(窓 口)

千葉県視覚障害者福祉協会

電 話：043-421-6910（直通ダイヤル 第2・第4月曜のみ）

ホームページ：https://tisikyo.jp

E-mail：jimukyoku-chibaken@tisikyo.jp

中途視覚障害者自立更生支援事業

(内 容)

中途視覚障害者が地域社会において自立生活を営めるように本人と眼科医、市町村等が連携を図り、歩行訓練等を実施することで、社会参加を促進することを目的としたものです。

(訓 練 事 業)

- ① 歩行訓練 ② 感覚訓練 ③ コミュニケーション訓練 ④ 日常生活動作訓練
⑤ その他、自立更生のために必要な訓練・指導

(実 施 方 法)

訪問または施設へ通所して行う

(委 託 先)

社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば

所 在 地：四街道市四街道 1-9-3

電 話：043-424-2582

(窓 口)

障害者支援課

オストメイト社会適応訓練講習会（県委託事業）

(内 容)

人工肛門・人工膀胱保有者を対象に、医療講習会を通して病気に対する正しい知識と補装具の正しい使用法、及び相談支援事業として、術前、術後のピアサポート（心のケア）を行っています。住み慣れた地域で安心して過ごせるよう福祉の向上を願って活動しております。

(窓 口)

公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部 千葉県オストミー協会

電 話：043-309-7571

F A X：043-309-7572

【障害児の療育・教育】

ライフサポートファイル

ライフサポートファイルとは、ライフステージごとに支援が変わりやすい移行期において、一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わる事が出来る情報伝達ツールです。

お子さまの成長の様子や、今まで受けてきた支援の内容、必要な情報を記録できるようになっています。ライフサポートファイルを提示することで支援者が変わってもスムーズに情報を共有することができます。また、障害年金を申請する時にもご活用頂けます。

（利用方法）

八千代市ホームページより、必要なファイルをダウンロードしてご活用ください。

ホームページ： <https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/26/2957.html>

（窓 口）

障害者支援課

児童発達支援センター

児童福祉法に基づく施設で、心身の発達に支援が必要な乳幼児の相談及び療育を行っています。集団療育、個別訓練、外来・巡回相談などがあります。

所 在 地：八千代市大和田新田 477-106

電 話：047-411-6744

F A X：047-450-5040

ことばと発達の相談室

就学前の乳幼児を対象に、ことばや発達・きこえなどについて相談を受け、言語聴覚士と心理士が助言や指導・訓練を行います。

所 在 地：八千代市大和田新田 477-106

電 話：047-411-6745

F A X：047-450-5040

医療的ケア児等コーディネーター

日常的にたんの吸引や経管栄養など、医療的なケアが必要な子ども（医療的ケア児）とその家族が、地域で安心して暮らせるよう、医療、福祉、保育、教育などの関係機関と連携して、支援を総合的に調整する役割を担っています。

医療的ケア児とその家族等からの相談に応じるとともに、医療的ケアの状況や生活環境の変化、入園や入学といったライフステージの変化に応じた調整、災害時の避難計画の作成などを行います。

相談窓口：基幹相談支援センターそら

所 在 地：八千代市ゆりのき台 2-10 保健センター併設・障害者福祉センター内

電 話：047-482-0002 F A X：047-407-0239

E-mail：yachiyo-kikan@hukusikai-sora.com

受 付：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

愛育園親子入園

愛育園では、肢体不自由のあるお子さんや医療的ケアの必要なお子さんとご家族を対象に、有期限の入園による訓練プログラムを実施しています。医師、看護師、訓練士、保育士、社会福祉士による専門スタッフがチームとなり、発達や育児に関する支援を行っています。2か月と1か月コースがあります。

所在地：千葉市緑区誉田町 1-45-2

相談窓口：千葉リハビリテーションセンター（電話：043-291-1831 F A X：043-291-1853）

（ホームページ：http://www.chiba-reha.jp/）

千葉県中央児童相談所

（電話：043-253-4101 F A X：043-253-9022）

障害児保育

保護者が就労や疾病等により日常的に保育ができない場合において、保育の必要性がある心身障害児を可能な限り保育園・学童保育所で受け入れています。

相談窓口：子育て支援課・子ども保育課

千葉県総合教育センター特別支援教育部

発達に関すること（言葉の遅れや発音、聞こえ方や見え方、身体の動き等）、家庭生活や園、学校生活のこと、学習面の遅れや偏り、発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学先や進路先、養育上の問題で困っていること等に関する相談。

所在地：〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台 5-10-2

電話：043-207-6025（相談専用）

電話相談受付時間 月～金 9：00～16：30（祝休日・年末年始除く）

F A X：043-254-5111

E - mail：sose-inage01@mz.pref.chiba.lg.jp（相談専用）

来所相談：要予約

教育支援委員会

病気や障害などで就学に不安のある児童・生徒についての、適切な就学についての相談をおこなうため、医師・教育専門家などで構成する「教育支援委員会」を設けています。

相談窓口：教育委員会指導課

電 話：047-481-0301

F A X：047-486-3199

※下記は令和7年度の情報です。最新の情報は、教育委員会ホームページにてご確認ください。

ホームページ：https://fa.fureai-cloud.jp/_view/yachiyo/home/index/shido/tokubetusien-1



【特別支援学級】

(知) 知的障害特別支援学級

(情) 自閉症・情緒障害特別支援学級

(聴) 難聴特別支援学級

学校名	所在地	電 話	F A X	相談窓口
大和田小学校 (知) (情)	八千代市萱田町 628	047-484-6141	047-484-6142	教育委員会 指導課
睦小学校 (知) (情)	八千代市桑納 176	047-450-2009	047-450-9674	
村上小学校 (知) (情)	八千代市村上 1113-1	047-482-3011	047-482-4102	
八千代台小学校 (知) (情)	八千代市八千代台西 1-8	047-482-3355	047-482-3350	
八千代台東小学校 (知) (情)	八千代市八千代台東 2-5-1	047-483-4547	047-482-1464	
八千代台西小学校 (知) (情)	八千代市八千代台西 7-23-1	047-482-7013	047-482-7375	
勝田台小学校 (知) (情)	八千代市勝田台 2-14	047-482-6351	047-482-3343	
勝田台南小学校 (知) (情)	八千代市勝田台 5-9	047-483-0286	047-483-0022	
西高津小学校 (知) (情)	八千代市高津 832-38	047-450-7200	047-450-5491	
大和田南小学校 (知) (情)	八千代市大和田 628	047-484-6336	047-484-6466	
高津小学校 (知) (情)	八千代市高津 738-6	047-450-0152	047-450-1163	
南高津小学校 (知) (情)	八千代市高津 421-3	047-450-0916	047-450-2236	
村上東小学校 (知) (情)	八千代市村上 1113-1	047-482-0931	047-482-1463	
大和田西小学校 (知) (情)	八千代市大和田新田 409-3	047-450-2098	047-450-9743	
村上北小学校 (知) (情)	八千代市村上 1113-1	047-484-1780	047-484-1823	
新木戸小学校 (知) (情) (聴)	八千代市緑が丘 2-4	047-450-8488	047-450-8489	
萱田小学校 (知) (情)	八千代市ゆりのき台 6-20	047-484-5541	047-484-3757	
萱田南小学校 (知) (情)	八千代市ゆりのき台 3-7-3	047-487-7117	047-487-7118	
みどりが丘小学校 (知) (情)	八千代市緑が丘西 3-14	047-458-1281	047-458-1282	
八千代中学校 (知) (情)	八千代市八千代台北 14-9-1	047-482-3232	047-482-7548	
睦中学校 (知)	八千代市島田台 756	047-450-2006	047-450-5459	
勝田台中学校 (知) (情)	八千代市勝田台 3-1	047-482-7225	047-482-6165	
大和田中学校 (知) (情)	八千代市萱田町 645	047-484-5071	047-484-6716	
高津中学校 (知) (情)	八千代市高津 880-4	047-450-0151	047-450-1730	
八千代台西中 (知) (情)	八千代台西 7-23-3	047-482-0915	047-482-0944	

村上東中学校 (知) (情)	八千代市村上 1113-1	047-482-0932	047-482-4037	
東高津中学校 (知) (情)	八千代市高津 1092	047-459-1211	047-459-1213	
村上中学校 (知) (情)	八千代市村上 1643-55	047-482-3121	047-482-3193	
萱田中学校 (知) (情)	八千代市ゆりのき台 7-8-1	047-485-6640	047-485-6432	
阿蘇米本学園 (前期) (知) (情) (後期) (知) (情)	八千代市米本 1914	047-488-3004	047-488-3410	

【通級指導教室 (ことば)】

学校名	所在地	電 話	F A X	相談窓口
八千代台小学校	八千代市八千代台西 1-8	047-482-3355	047-482-3350	教育委員会 指導課
勝田台小学校	八千代市勝田台 2-14	047-482-6351	047-482-3343	
新木戸小学校	八千代市緑が丘 2-4	047-450-8488	047-450-8489	
大和田西小学校	八千代市大和田新田 409-3	047-450-2098	047-450-9743	
阿蘇米本学園 (前期)	八千代市米本 1914	047-488-3004	047-488-3410	

※大和田西小学校から八千代台西小学校へ巡回指導します。

【通級指導教室 (LD・ADHD)】

学校名	所在地	巡回指導先	電 話	F A X	相談窓口
八千代台小学校	八千代市八千代台西 1-8	八千代台西中学校	047-482-3355	047-482-3350	教育委員会 指導課
八千代台東小学校	八千代市八千代台東 2-5-1	睦小学校	047-483-4547	047-482-1464	
勝田台小学校	八千代市勝田台 2-14	大和田小学校	047-482-6351	047-482-3343	
西高津小学校	八千代市高津 832-38	高津中学校	047-450-7200	047-450-5491	
大和田南小学校	八千代市大和田 628		047-484-6336	047-484-6466	
高津小学校	八千代市高津 738-6	八千代台西小学校	047-450-0152	047-450-1163	
南高津小学校	八千代市高津 421-3	萱田南小学校 八千代中学校	047-450-0916	047-450-2236	
大和田西小学校	八千代市大和田新田 409-3		047-450-2098	047-450-9743	
村上北小学校	八千代市村上 1113-1	村上小学校 村上中学校	047-484-1780	047-484-1823	
萱田小学校	八千代市ゆりのき台6-20	萱田中学校	047-484-5541	047-484-3757	
みどりが丘小学校	八千代市緑が丘西 3-14	新木戸小学校	047-458-1281	047-458-1282	
勝田台中学校	八千代市勝田台 3-1	村上東中学校	047-482-7225	047-482-6165	
大和田中学校	八千代市萱田町 645	東高津中学校	047-484-5071	047-484-6716	
阿蘇米本学園 (前期)	八千代市米本 1914	勝田台南小学校 村上東小学校	047-488-3004	047-488-3410	

【通級指導教室（難聴）】

学校名	所在地	電 話	F A X	相談窓口
八千代台小学校	八千代市八千代台西 1-8	047-482-3355	047-482-3350	教育委員会指導課

※八千代台小学校から高津中学校へ巡回指導します。

【主な県内盲・聾・特別支援学校】

学校名	所在地	電 話	備 考
県立八千代特別支援学校	八千代市緑が丘西 5-24	学校ホームページの お問い合わせフォーム よりご連絡ください	知的
県立船橋特別支援学校	船橋市上山町 3-507	学校ホームページへ お問い合わせください	肢体不自由 (小学部のみ)
県立船橋夏見特別支援学校	船橋市夏見台 5-6-1	学校ホームページへ お問い合わせください	肢体不自由 (中学部、高等部)
県立千葉聾学校	千葉市緑区鎌取町 65-1	学校ホームページの お問い合わせフォーム よりご連絡ください	聴覚
筑波大学附属 聴覚特別支援学校	市川市国府台 2-2-1	047-371-4135	聴覚
県立千葉盲学校	四街道市大日 468-1	学校ホームページへ お問い合わせください	視覚
県立四街道特別支援学校	四街道鹿渡 934-45	学校ホームページの お問い合わせフォーム よりご連絡ください	病弱
県立仁戸名特別支援学校	千葉市中央区仁戸名町 673	学校ホームページへ お問い合わせください	病弱
千葉大学教育学部附属 特別支援学校	千葉市稲毛区長沼原町 312	043-258-1111	知的
県立特別支援学校 流山高等学園・第二キャンパス	本校 流山市野々下 2-496-1 第二キャンパス 流山市名都借 140	学校ホームページへ お問い合わせください	知的 (高等部のみ)
県立特別支援学校 市川大野高等学園	市川市大野町 4-2274	学校ホームページへ お問い合わせください	知的 (高等部のみ)

【相談窓口・関係団体】

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、障害のある人やそのご家族、関係機関の総合相談窓口です。相談方法は、電話・来所・訪問などがあります。年齢、障害種別、障害の診断、障害者手帳の有無は問いません。まずは、ご連絡ください。相談は無料です。

（ 窓 口 ）

名 称：基幹相談支援センターそら

所在地：八千代市ゆりのき台 2-10 保健センター併設・障害者福祉センター内

電 話：047-482-0002 F A X：047-407-0239

E-mail：yachiyo-kikan@hukusikai-sora.com

受 付：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

身体障害者相談員

身体障害者が困っている身近な問題の相談に応じ、助言・指導します。相談員は、自らが身体障害者で身体障害者の更生や支援に熱意と識見があり、社会的信望のある民間篤志家の中から市長の委託を受けた方です。

相談員の連絡先については障害者支援課までお問い合わせください。

知的障害者相談員

知的障害者が困っている身近な問題の相談に応じ、助言・指導します。相談員は、知的障害者の家族で知的障害者の更生や支援に熱意と識見があり、社会的信望のある民間篤志家の中から市長の委託を受けた方です。

相談員の連絡先については障害者支援課までお問い合わせください。

民生委員・児童委員

社会福祉増進に努めるために厚生労働大臣から委嘱をされた方です。担当地区の住民からの相談に応じ、必要に応じて行政機関と連絡調整をしながら活動しています。相談の内容や個人の秘密は厳守します。お住まいの地域の担当民生委員・児童委員については健康福祉課（直通 047-421-6731）へお問い合わせください。

千葉県中央障害者相談センター

18歳以上の身体障害者に対する補装具・自立支援医療(更生医療)の要否、知的障害者の療育手帳の交付に関する判定など、心理的・医学的な立場から相談に応じています。(相談は予約制)

所在地：千葉市緑区誉田町1-45-2(千葉リハビリテーションセンター内)

電話：043-291-6872 F A X：043-291-8488

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/ss-chuuou/>

千葉県中央児童相談所

障害のある児童やその家族に対し、心理的及び医学的な立場から相談に応じています。

所在地：千葉市稲毛区天台6-5-2

電話：043-253-4101 F A X：043-253-9022

習志野保健所(習志野健康福祉センター)

精神保健福祉相談員や精神科医師による精神保健福祉相談を実施しています。

精神科医師による相談は予約制となりますので、詳細は、お電話にてお問合せ下さい。

名称：習志野保健所(習志野健康福祉センター)地域保健課

所在地：〒275-0012 習志野市本大久保5-7-14

電話：047-475-5152(精神保健福祉相談)

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-narashino/kenkousoudan/index.html>

精神科救急情報センター

24時間対応の電話相談窓口です。夜間・休日は、救急の受診に関する相談です。

※かかりつけのある方は、まずかかりつけ医へご相談ください。

設置場所：千葉市美浜区豊砂6-1 千葉県総合救急災害医療センター

電話：043-239-3355

受付：24時間 年中無休 (救急の受診相談等)

中核地域生活支援センター

福祉の総合相談窓口です。地域にある専門機関と連携し、児童・若者・障がい者・高齢者の地域生活相談に応じます。

名称：中核地域生活支援センター まるっと

所在地：〒275-0002 習志野市実籾3-4-25

電話：047-409-6161 F A X：047-409-6162

E-mail：marutto@workerscoop.com

千葉いのちの電話

電話・インターネット(メール・LINE)・対面(要予約)にて心の相談をボランティアが対応しています。

相談電話：043-227-3900(24時間無休・変更の場合はホームページでご案内します)

対面相談予約電話：043-222-4331(平日9時～17時)

ホームページ：<https://www.chiba-inochi.jp>

障害者人権１１０番

障害者への人権侵害を未然に防ぎ、その権利を守るため、さまざまな相談に応じています。

名 称：千葉県手をつなぐ育成会

電話・FAX：043-246-2282

ホームページ：https://www.chi-ikuseikai.com/

相談受付：一般相談（電話相談・面接相談）

法律相談（面接相談）

月曜日～金曜日 10:00～16:00

月 1 回 ※予約制

千葉県運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情解決にむけた助言、事実確認、調査、申し入れ、話し合いの調整を行うことにより、福祉サービスの改善や適切な利用を支援します。

所 在 地：千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内

電 話：043-246-0294

F A X：043-246-0298

E-mail：support@chibakenshakyo.com

ホームページ：https://www.chibakenshakyo.com/0106unei.php

電話受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

千葉県発達障害者支援センター（CAS）

県内に住む、自閉症、アスペルガー症候群やその他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を持つ障害児・者とその家族への相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発、研修などを行っています。

<p>名 称：CAS千葉</p> <p>所 在 地：千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 601 号室</p> <p>電 話：043-227-8557</p> <p>F A X：043-227-8559</p> <p>開設時間：月曜日～土曜日（祝日を除く） 9:00～18:00</p> <p>相談対応時間：9:00～17:00</p> <p>※右記及び千葉市を除く地域にお住まいの方が対象です</p> <p>ホームページ：https://cas-chibaken.net</p> <p>E-mail：cas@mue.biglobe.ne.jp</p>	<p>名 称：CAS東葛飾</p> <p>所 在 地：我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 4F</p> <p>電 話：04-7165-2515</p> <p>F A X：04-7165-2516</p> <p>開設時間：月曜日～土曜日（祝日を除く） 9:00～18:00</p> <p>相談対応時間：9:00～17:00</p> <p>※我孫子市、野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市、栄町にお住まいの方が対象です。</p>
--	---

視覚障害者総合支援センターちば

視覚障害者の方に対して、点字と録音図書の製作・貸出・閲覧や点字・テープ・CD（デジター）広報の発行、社会的自立のための生活訓練、福祉用具の販売などの各種支援や相談に応じています。

所 在 地：四街道市四街道 1-9-3

電 話：043-424-2501

F A X：043-421-5179

利用時間：月曜日～金曜日・第 3 土曜日 9:00～17:00

千葉聴覚障害者センター

聴覚障害者の方に、支援や情報提供を行う施設です。

手話通訳・要約筆記の派遣事業、通訳者養成講座の運営、相談支援事業、手話対応可能なホームヘルパー派遣、就労継続支援B型などの事業所とグループホーム運営など、聴覚障害者支援に積極的に取り組んでいます。

所在地：千葉市中央区神明町 204-12

電話：043-308-6372 F A X：043-308-5562

ホームページ：http://www.chibadeaf.jp/

利用時間：9:00～17:30 (休館日 12/29～1/3)

※手話通訳・要約筆記派遣の受付は随時（通年）実施しています。

日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブルの解決に役立つ法制度や各種相談窓口の情報を、電話やメールにて無料で案内しています。

電話：0570-078374（法テラス・サポートダイヤル）
おなやみなし

（IP 電話からは 電話：03-6745-5600）

平日：9:00～21:00 土曜日：9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

ホームページ：https://www.houterasu.or.jp/

障害者虐待防止センター

「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待を受けた方や虐待に気づいた方は、障害者虐待防止センターに相談してください。

（窓 口）

八千代市障害者虐待防止センター（基幹相談支援センターそら）

電話：080-4122-6987 F A X：047-407-0239

※「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待については障害者支援課へ相談ください。

電話：047-483-1151 F A X：047-483-2665

※「使用者」による虐待については千葉県障害者権利擁護センターでも相談を受けています。

9:00～21:00 ※休日・年末年始を除く

電話：043-223-1019 F A X：043-222-4133

障害者差別解消法

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。※正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

内閣府ホームページ：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

（相談窓口）

障害者支援課

※内閣府においても障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」を開設し、相談内容に応じ他の相談窓口へ取次を行っています。

つなぐ窓口ホームページ：https://sabekai-tsunagu.go.jp/

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害を理由としての不利益な取り扱いや、障害のある方の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消することを目標として差別をなくす仕組みを定めています。

地域相談員の情報については、千葉県ホームページをご確認ください。

電 話：047-474-1389（相談専用）（習志野保健所内）

F A X：047-475-5122（習志野保健所内）

住宅確保要配慮者居住支援法人

高齢者や障害者などの民間賃貸住宅の確保に特に配慮を要する方へ、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人を千葉県が指定し、情報提供しています。

（住宅確保要配慮者居住支援法人一覧）

千葉県内を業務区域とする住宅確保要配慮者居住支援法人の一覧

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/seisaku/safetynet/kyojushienhoujin.html>

（制度に関する問い合わせ先）

千葉県県土整備部都市整備局住宅課住宅政策班

電 話：043-223-3255 F A X：043-225-1850

千葉県あんしん賃貸支援事業

高齢者や障害者などの民間賃貸住宅の確保に特に配慮を要する方の住まい探しをサポートする不動産仲介業者や、居住の支援を行う団体を千葉県が登録し、情報提供しています。

（登録情報）

① 千葉県あんしん賃貸住宅協力店：住まい探しをサポートする不動産仲介業者

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/koureisha/anshin/kyouryokuten.html>

② 千葉県あんしん賃貸支援団体：居住の支援（不動産店への立会などの入居前支援や安否確認などの入居後支援）を行うことにより、住まい探しを支援する団体

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/chintai/koureisha/anshin/shiendantai.html>

（制度に関する問い合わせ先）

千葉県県土整備部都市整備局住宅課住宅政策班

電 話：043-223-3255 F A X：043-225-1850

【障害者関係団体】

八千代市身体障害者福祉会

福祉講座の開催・地域生活支援事業・広報事業・障害福祉サービス事業・相談支援事業・同行援護事業・手話通訳事業・更生相談に応ずる事業を行っています。

所在地：八千代市大和田新田 312-5 福祉センター3 階

電話：047-485-1245

F A X：047-485-1329

ホームページ：hukushikai.com

NPO 法人 八千代市手をつなぐ親の会

障害児（者）の教育・福祉の向上をめざし活動する自主的な団体です。

電話：070-6422-0211

F A X：047-487-1593

（月・金曜日 9:30～12:30）

ホームページ：http://oyanokai2.wixsite.com/yachiyo

E-mail：yachiyo-oyanokai@apricot.ocn.ne.jp

八千代市自閉症協会

自閉症は、対人関係に困難さを持ち、言葉の遅れを伴い、活動や興味範囲が著しく狭いなどの特徴がある、脳機能の障害とされています。

自閉症児者が地域で暮らしやすく、幸せに生きていけるよう、活動しています。

連絡先：八千代市上高野 1338-22

電話・FAX：047-482-6781

八千代心身障害児者父母の会（ひよこの会）

障害児・者が障害の種類・程度にかかわらず「どのライフステージにおいても、地域の中で共に豊かに暮らして生きたい」という目標を持ち、当事者及びその保護者として福祉・教育・医療の充実、社会的啓発等の活動を続けています。

連絡先：八千代市萱田町 542-81

電話・FAX：047-450-9144

ホームページ：www.nijitokaze.jp

メンタル自助グループ からふる

あなたらしく、ゆっくりと。

心の居場所を見つけてみませんか？

メンタルに障害を持っている人たちが、楽しく又はまじめにおしゃべりや情報交換をして、メンバーの生活が潤うものになるよう活動しています。興味のある人は、ぜひメールアドレスから連絡をください。お待ちしております。

（問い合わせ先）

E-mail：haru4.natsul@gmail.com

家 族 会

精神障害者の家族が安心して語り合える集いの場として家族会を開いています。医療、福祉等について学ぶ機会も設けています。日程の合う会場に、電話連絡のうえお越しください。

名 称：かたくり会

日 時：例会 第3火曜日 13:30～16:00 八千代台東南公共センター4階

第1土曜日 13:30～15:30 八千代台公民館

第2水曜日 13:30～15:30 NPO法人すずらん内（八千代台南）

（問い合わせ先）

石田 電話：080-3527-7530

E-mail：a.da-ishi@ab.auone-net.jp

志賀 電話：080-5924-7914

公益社団法人 全国精神保健福祉会（みんなねっと）

精神に障害のある方の家族によって結成された団体です。家族と家族会を支援する活動、精神障害についての啓発・普及活動、国や行政に対してさまざまな働きかけを行っています。

電話相談：03-5941-6346

相談日時：水曜日 10:00～12:00 13:00～15:00

ホームページ：https://www.seishinhoken.jp

断 酒 新 生 会

酒をやめたい人、やめ続けたい人たちがお互い助け合っていく場です。

日 時：第4月曜日 18:30～20:30

会 場：大和田公民館（八千代市大和田 250-1）

八千代断酒新生会の酒害相談

日 時：第2木曜日 18:30～20:30

会 場：八千代台公民館

AA（アルコールクス・アノニマス）

ただ飲酒をやめたいという思いだけで集まった、飲酒の問題を抱える当事者の団体です。（会場によっては、家族等の参加可。）

八千代市内でも会合（ミーティング）を行っています。

日 時：毎月第3、第4土曜日 19:00～20:00

会 場：八千代台東南公民館（八千代市八千代台南 1-11-6）

（問い合わせ先）

AA関東甲信越セントラルオフィス

開所時間：月・水・金・土曜日 12:00～17:30

休業日：日・火・木曜日・1月1日～2日

電 話：03-5957-3506

F A X：03-5957-3507

E-mail：aa-kkse@h9.dion.ne.jp

ホームページ：http://aa-kkse.net ※最新のミーティング開催状況などをご案内しています。

千葉ダルク

麻薬・向精神薬・睡眠薬・覚醒剤・シンナー・市販薬・アルコールなどの薬物依存から回復したいと願う仲間達を「グループセラピー」などのプログラムを通して手助けをしている場です。

ホームページ：http://chiba-darc.org

E-mail：info@chiba-darc.org

(入寮・通所施設)

- ① 名称：一般社団法人 千葉ダルク
所在地：千葉市中央区白旗 3-16-7
電話：043-209-5564
FAX：043-209-5565
- ② 名称：小泉ハウス
所在地：長生郡長生村小泉 542-1
- ③ 名称：Half Way House
所在地：長生郡長生村鷺 44
電話：0475-36-5627
FAX：0475-36-5628

認知症の人と家族の会（千葉県支部）

「認知症の介護はどのようにすればいいの？」など、一人で悩んでいませんか？介護経験者等が、ちば認知症相談コールセンターで相談を受けています。その他、交流の場であるつどい、会報の発行もしています。

(電話相談)

電話：043-238-7731

相談日時：月・火・木・土曜日 10:00～16:00

(面接相談)

相談日：金曜日（予約制）

※ちば認知症相談コールセンターは千葉県の委託事業です。

(問い合わせ先)

支部事務局

電話：043-204-8228 FAX：043-204-8256

受付日時：月・火・木曜日 13:00～16:00

家族の会千葉県支部ホームページ：https://chiba.alzheimersibu.com/

わかちあいの会 ひだまり

大切な人を自死で亡くされた方どうしが、悲しみの心を安心して語り、痛みをわかちあい、支えあう場所です。（予約不要）

(問い合わせ先)

千葉いのちの電話事務局

電話：043-222-4416 FAX：043-227-6911

受付日時：月曜日～金曜日 9:00～17:00

ホームページ：https://www.chiba-inochi.jp

特定非営利活動法人 千葉県なの花会

講演や学習会・若者の居場所等、同じ状況の者同士が心おきなく交流でき、親子共々元気になるところです。

事務局電話：070-2191-4888

E-mail：khj.nano2003@gmail.com

ホームページ：http://khj-nanohana-chiba.org

(活動内容)

① 月例会

内 容：講師を招いて講演をします。後半はグループに分かれて情報交換をしたり、同じ環境の親同士で話し合う時間をとります。

日 時：毎月第3土曜日 13:00～17:00

会 場：千葉市民会館

② 学習会

内 容：ひきこもり回復のプログラムの学習会を実施しています。

日 時：毎月第1土曜日 9:30～11:50

第3木曜日 18:10～20:30

会 場：千葉市民会館

※ 月によって変更の場合があります。ホームページか電話で問い合わせをお願いします。

③ フリースペース

内 容：若者が気軽に集まれる居場所として開いています。

日 時：第1・2・3金曜日 13:00～16:00

会 場：千葉市女性ハーモニープラザ内 ボランティアセンター活動室

※ 開催日が変更となる場合もありますので、ご確認のうえお越しください。

千葉県盲ろう者支援センター（NPO 法人千葉盲ろう者友の会）

千葉県内の盲ろう者の自立と社会参加を目指し、盲ろう者向けの相談支援、生活訓練、通訳・介助員の派遣、同行援護事業などを行っています。

※ 盲ろうとは、視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ人のことです。

連絡先：〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

電話・FAX：043-310-3008

E-mail：chibadb@chibadb.com

ホームページ：https://www.chibadb.com/

【日常生活自立支援事業及び成年後見制度等】

知的・精神障害などによって本人の判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用ニーズがありながらサービスの選択・契約に援助を要したり、日常的な金銭管理や財産管理の支援を要する方に援助を行うことを目的として、日常生活自立支援事業や成年後見制度があります。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

知的・精神障害など判断能力が不十分な方や、体の自由がきかない方が、できる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、社会福祉協議会が契約に基づいて支援する事業です。

（事業内容）

① 福祉サービス利用援助

情報提供と助言、利用手続きの援助・利用料の支払い・通知や支払い請求などの確認援助・苦情解決制度を利用する援助など福祉サービスを安心してご利用できるようお手伝いします。

② 財産管理サービス

日常生活費のための預貯金の預入れや払戻し、医療費・家賃・公共料金などの支払いなど毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

③ 財産保全サービス

年金証書・通帳・契約書類・実印などをお預かりし、貸金庫に保管します。

（利用料）

○年会費 7,200円

※財産保全サービスを利用した場合は別途6,000円（年額）

○利用料 1回2,500円

※令和7年10月1日現在

（窓口）

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会 権利擁護係

所在地：八千代市大和田新田 312-5 福祉センター内

電話：047-483-3021

FAX：047-486-9787

成年後見制度

知的・精神障害などによって判断能力が不十分である成年者の財産と生活を守ることを目的としている制度です。すでに判断能力が低下している成年者を対象とした「法定後見制度」と、将来判断能力が低下した際に備える「任意後見制度」の2つがあります。

《法定後見制度》

判断能力の状態に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型があります。

（成年後見制度の概要）

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		

《任意後見制度》

本人の判断能力が不十分になったときに備えて、本人が判断能力のあるうちにあらかじめ結んでおいた公正証書による契約（任意後見契約）に従って任意後見人が本人を保護・支援するものです。

（成年後見制度に関する窓口）

制度内容	窓 口	電 話
成年後見制度の申立受付・相談	千葉家庭裁判所	043-333-5321
成年後見人等の紹介、手続支援、相談等	八千代市社会福祉協議会 八千代市権利擁護連携支援センター	047-483-3021
	千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター	043-227-8431
	社団法人 成年後見センター リーガルサポート千葉県支部	043-301-7831
	千葉県社会福祉士会 成年後見センター「ばあとなあ千葉」	043-238-2866
任意後見契約について	千葉公証役場	043-224-1408
成年後見登記について	東京法務局民事行政部後見登録課	03-5213-1360

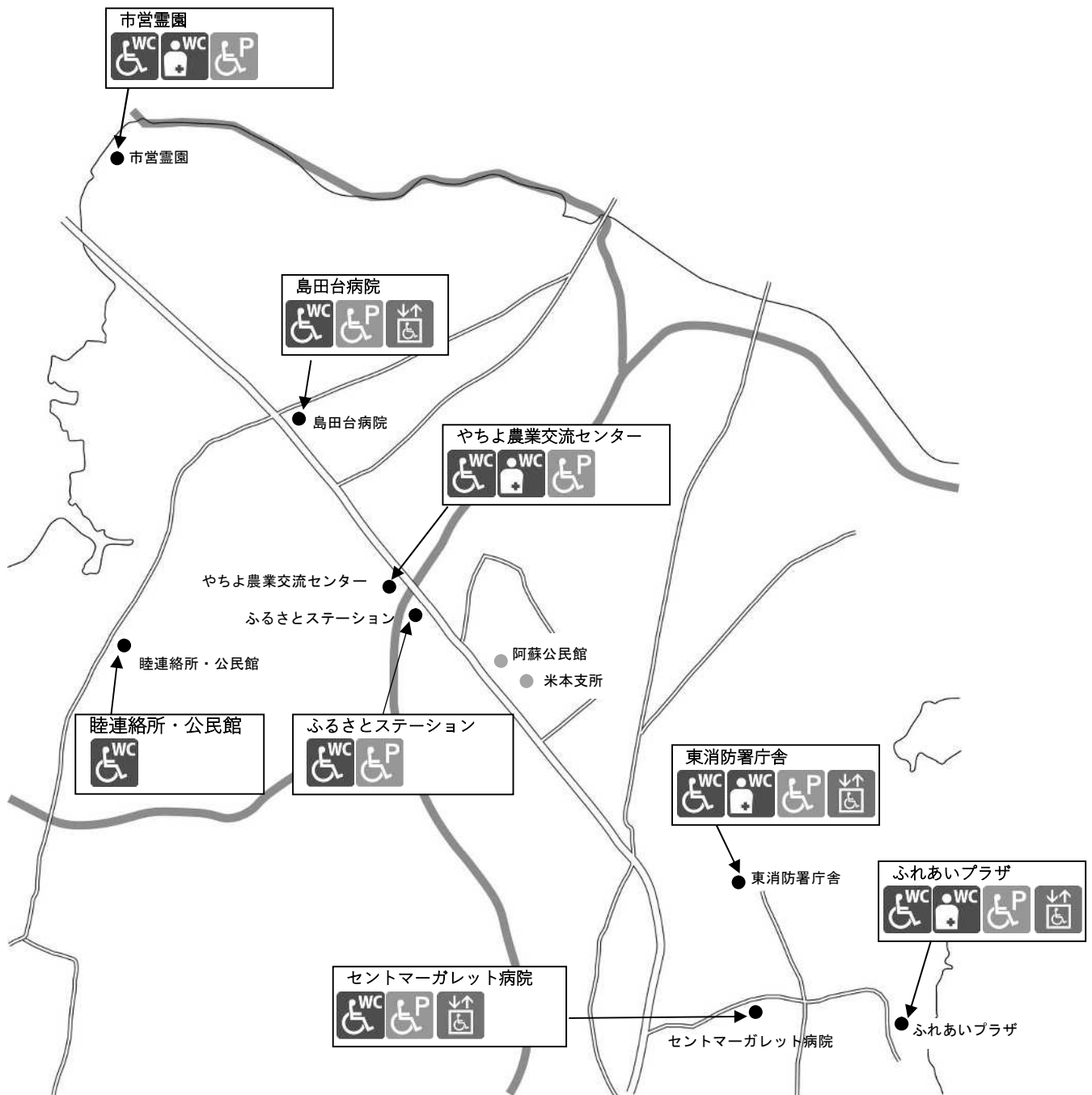
【障害者に関するマーク等】

	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害者が利用できる建物・施設や乗り物であることを示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>個人の車に表示することも可能ですが、それによって駐車禁止除外等の法的な優遇措置を受けられることにはなりません。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のシンボルマークです。</p>
	<p>耳マーク</p> <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</p>
	<p>オストメイト用設備／オストメイト</p> <p>オストメイトとはがんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマークはオストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>身体内部に障害のある方を表すマークです。「内部障害者・内臓疾患患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会」により作成されたものです。法的な拘束力はありませんが、目に見えない内部障害や疾患に対する理解が深まることを目的としています。</p>
	<p>身体障害者標識</p> <p>肢体不自由であることを理由に条件付きの運転免許を取得されている方が運転する車に表示するマークです。周囲の運転者に注意を促し、マークを表示する運転者の保護を図ることを目的としています。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みをした場合、道路交通法により処罰されます。</p>

	<p>聴覚障害者標識</p> <p>聴覚障害であることを理由に条件付きの運転免許を取得されている方が、運転する車に表示するマークです。周囲の運転者に注意を促し、マークを表示する運転者の保護を図ることを目的としています。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みをした場合、道路交通法により処罰されます。</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法において公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。</p>
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="256 1146 630 1384" style="width: 30%;">  </div> <div data-bbox="678 1120 1407 1384" style="width: 65%;"> <p>ヘルプカード</p> <p>障害等により支援や配慮を必要としていることが外見から分からない方が、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるため、千葉県が作成しました。カードには援助が必要なことを知らせるための「ヘルプマーク」が表示されています。</p> </div> </div> <p>【使い方】住所や連絡先、手助けして欲しいこと等を個人情報の保護に留意して記入し、普段から携帯します。携帯方法は、市販のカードホルダーに入れてカバンの外に取り付ける等、障害種別・状況・考え方によって、適切な方法を工夫して携帯してください。</p>	

【八千代市内バリアフリーマップ】

A. 八千代市北部



～凡例～



車いす用トイレ



オストメイト用トイレ



障害者用駐車スペース

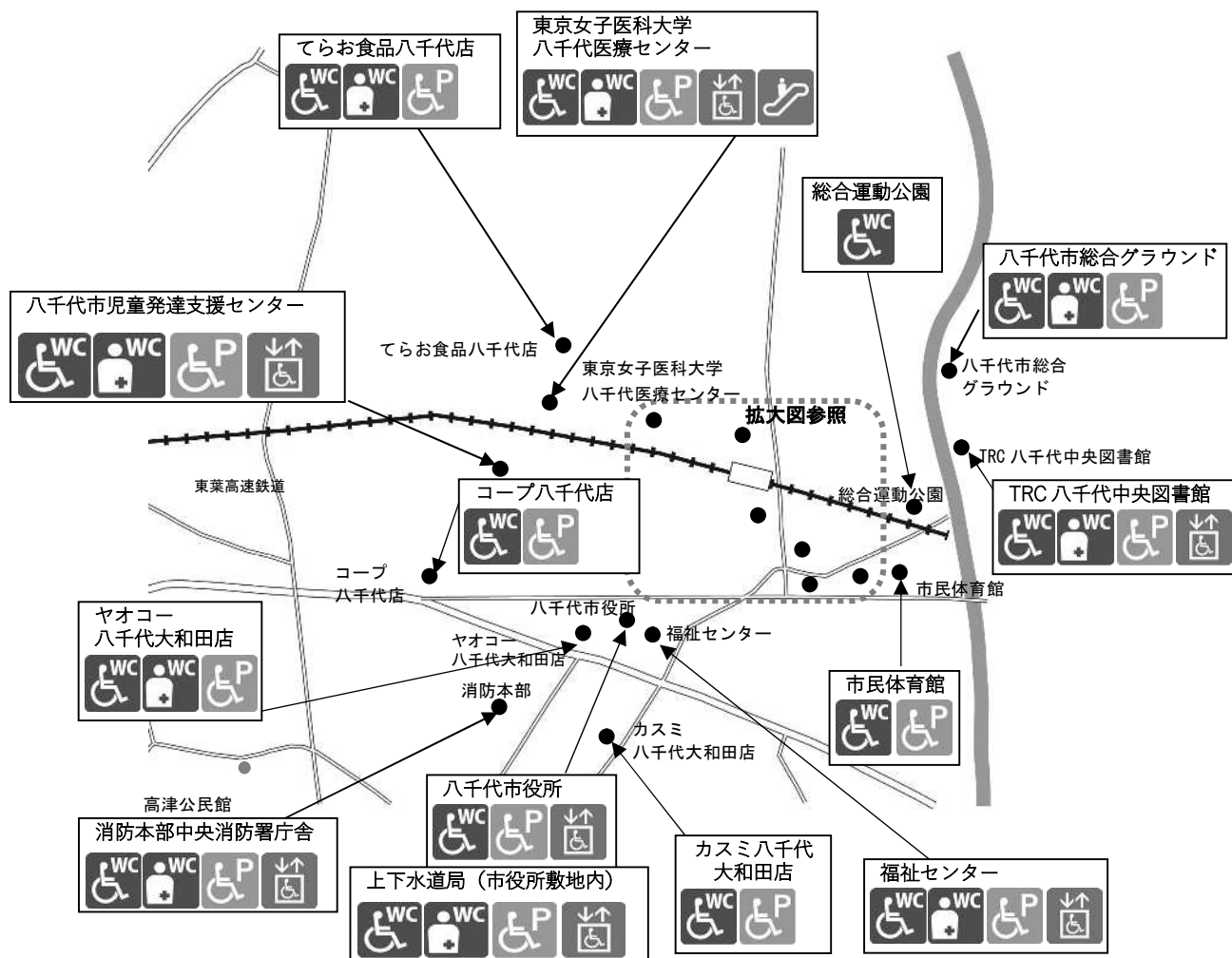


車いす用エレベーター

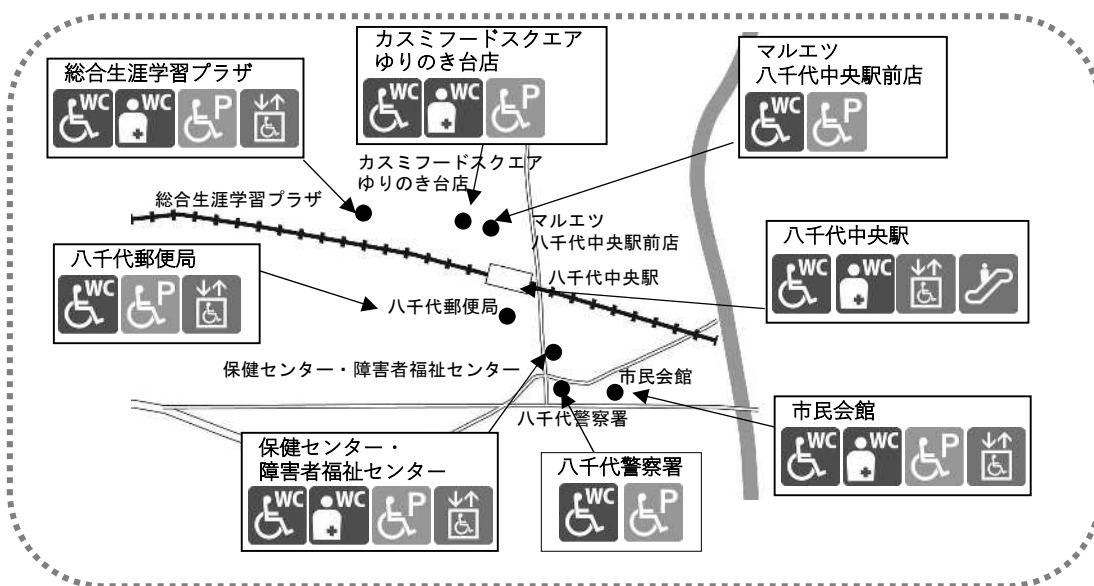


エスカレーター

B. 八千代中央駅周辺



<<拡大図>>



～凡例～



車いす用トイレ



オストメイト用トイレ



障害者用駐車スペース

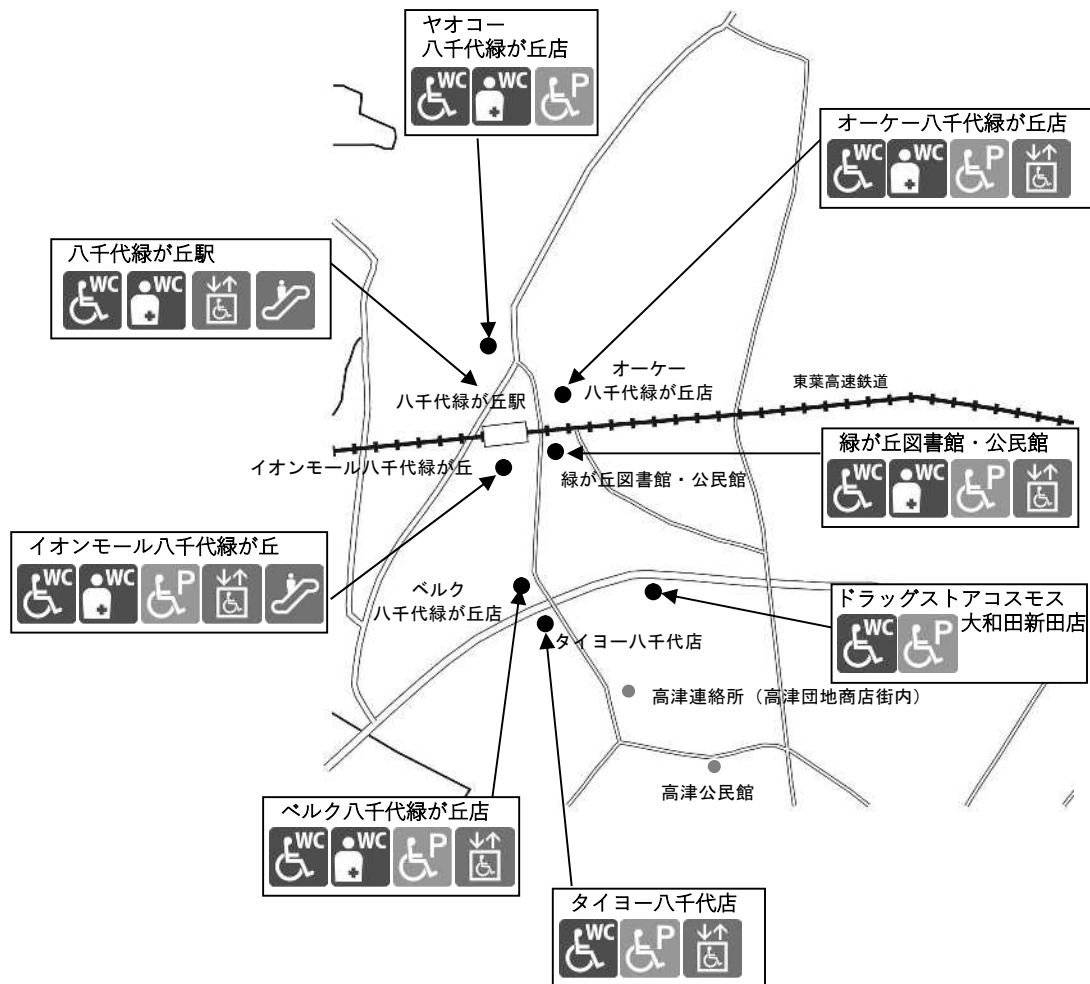


車いす用エレベーター



エスカレーター

C. 八千代緑が丘駅周辺



～凡例～



車いす用トイレ



オストメイト用トイレ



障害者用駐車スペース

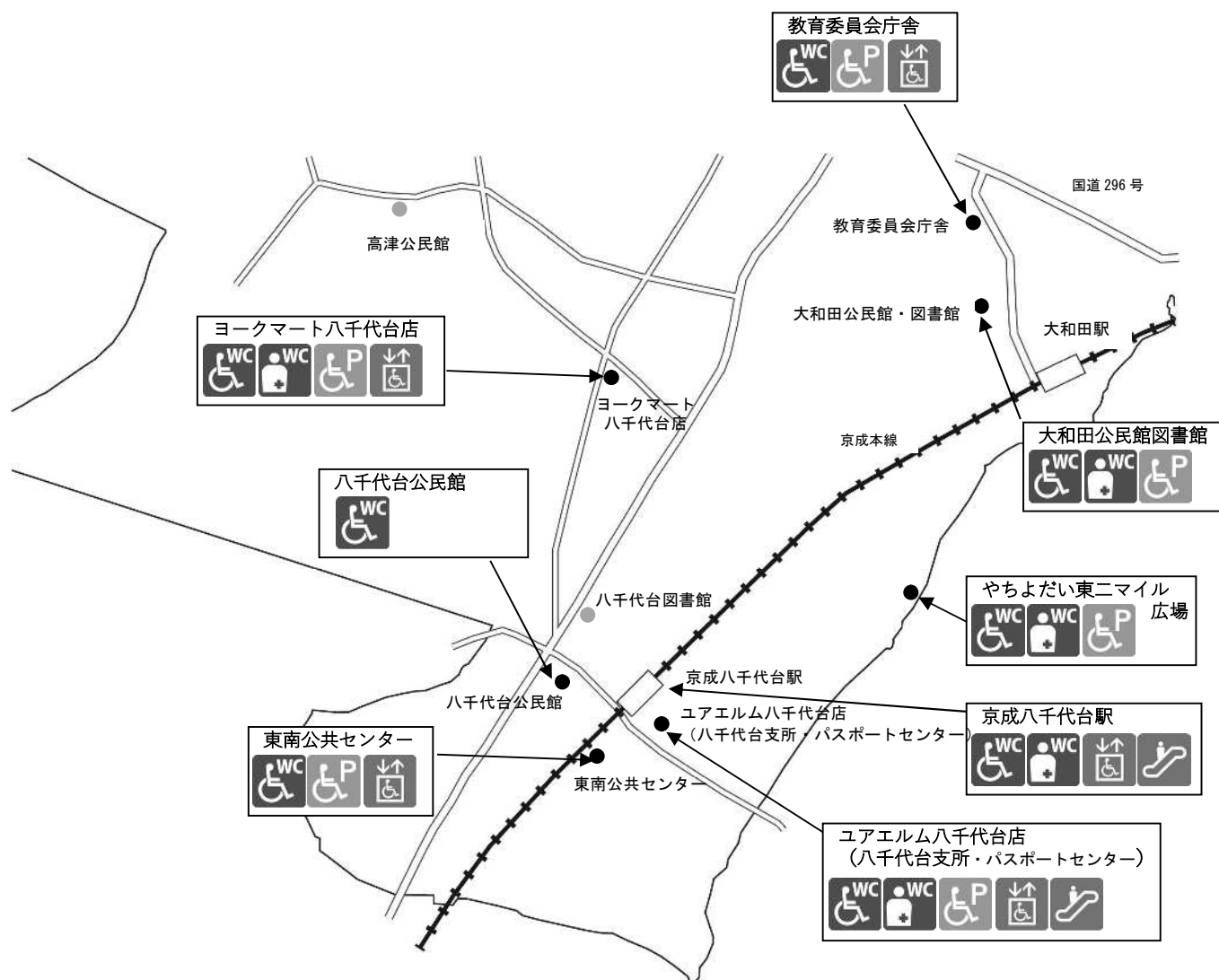


車いす用エレベーター

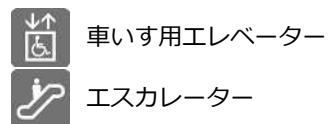
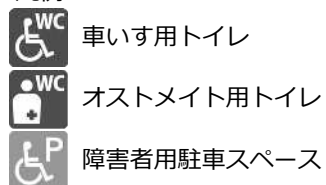


エスカレーター

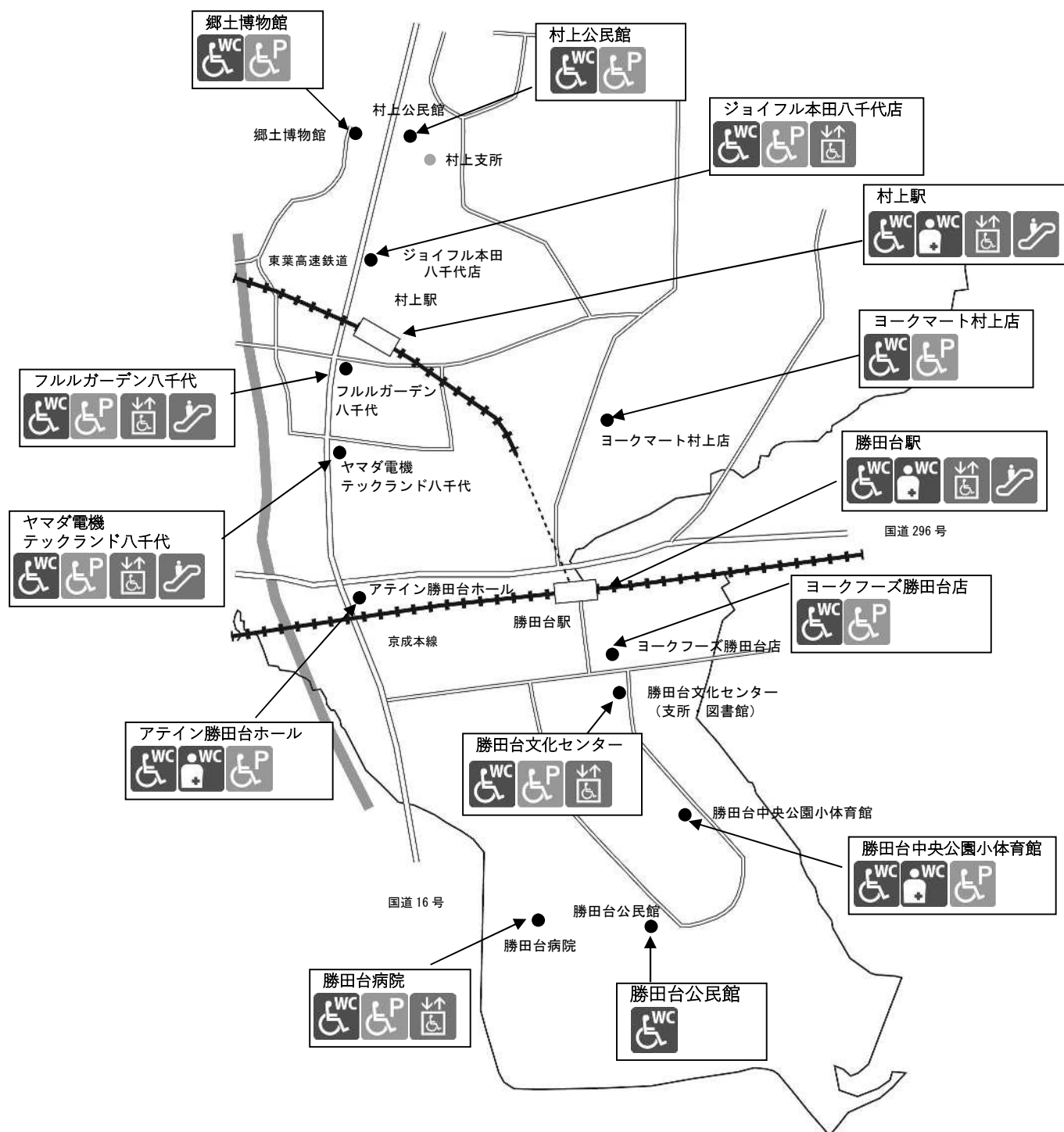
D. 八千代台駅・大和田駅周辺



～凡例～



E. 村上駅・勝田台駅周辺



～凡例～



車いす用トイレ



オストメイト用トイレ



障害者用駐車スペース



車いす用エレベーター



エスカレーター

【市内施設のバリアフリー化状況】

■市内施設のバリアフリー化状況（○＝設置済、×＝未設置、－＝該当なし）

※点字ブロックの設置場所をお知りになりたい方は障害者支援課までご連絡ください。

名 称	住 所	車いす用 トイレ	オストメイト用 トイレ	障害者等用 駐車スペース	障害者対応 エレベーター	エスカ レーター
京成電鉄八千代台駅	八千代台北 1-10	○	シャワー付水栓	—	○	○
京成電鉄勝田台駅	勝田台 1-8-1	○	パウチしびん 洗浄水栓式	—	○	○
東葉高速鉄道 八千代緑が丘駅	緑が丘 1-1104-3	○	シャワー付水栓	—	○	○
東葉高速鉄道 八千代中央駅	ゆりのき台 1-38	○	シャワー付水栓	—	○	○
東葉高速鉄道 村上駅	村上南 1-8-1	○	シャワー付水栓	—	○	○
東葉高速鉄道 東葉勝田台駅	勝田台北 3-2-5	○	シャワー付水栓	—	○	○
八千代市役所	大和田新田 312-5	○	×	○	○	×
上下水道局 （市役所敷地内）	大和田新田 312-5	○	○	○	○	×
福祉センター	大和田新田 312-5	○	シャワー付水栓	○	○	×
保健センター	ゆりのき台 2-10	○	×	○	○	×
障害者福祉センター	ゆりのき台 2-10	○	シャワー付水栓	○	—	—
総合生涯学習プラザ	ゆりのき台 3-7-3	○	シャワー付水栓	○	○	—
市民体育館	萱田 1220	○	×	○	×	×
総合運動公園	萱田町 253 ほか	○	×	×	—	—
市民会館	萱田町 728	○	シャワー付水栓	○	○	×
勝田台公民館	勝田 735-7	○	×	×	×	×
勝田台文化センター	勝田台 2-5-1	○	×	○	○	×
勝田台中央公園 小体育館	勝田台 3-31-3	○	パウチしびん 洗浄水栓式	○	—	—
市営霊園	小池 1521-1	○	シャワー付水栓	○	×	×
ふれあいプラザ	上高野 640-2	○	シャワー付水栓	○	○	×
村上公民館	村上 1113-1	○	×	○	×	×
郷土博物館	村上 1170-2	○	×	○	—	—
八千代市 総合グラウンド	村上 2413	○	○	○	—	—

名 称	住 所	車いす用 トイレ	オストメイト用 トイレ	障害者等用 駐車スペース	障害者対応 エレベーター	エスカ レーター
TRC 八千代中央図書館	村上 2510	○	シャワー付水栓	○	○	×
教育委員会庁舎	大和田 138-2	○	×	○	○	×
大和田公民館 図書館	大和田 250-1	○	シャワー付水栓	○	—	—
消防本部 中央消防署庁舎	大和田新田 186	○	シャワー付水栓	○	○	—
やちよ農業交流 センター	島田 2076	○	シャワー付水栓	○	—	—
睦連絡所・公民館	島田台 756	○	×	×	—	—
八千代台公民館	八千代台西 1-8	○	×	×	—	—
東南公共センター	八千代台南-11-6	○	×	○	○	×
東消防署庁舎	米本 2714-1	○	温水対応 汚物流し台付	○	○	—
ふるさとステーション	米本 4905-1	○	×	○	—	—
緑が丘図書館 公民館	緑が丘 3-1-7	○	温水対応 汚物流し台付	○	○	×
八千代郵便局	ゆりのき台 1-1-1	○	×	○	○	×
八千代警察署	萱田町 681-39	○	×	○	×	×
セントマーガレット 病院	上高野 450	○	×	○	○	×
勝田台病院	勝田 622-2	○	×	○	○	×
東京女子医科大学 八千代医療センター	大和田新田 477-96	○	シャワー付水栓	○	○	○
八千代市児童発達 支援センター	大和田新田 477-106	○	汚物流し シャワー型	○	○	—
島田台病院	島田台 887-7	○	×	○	○	×
マルエツ 八千代中央駅前店	ゆりのき台 3-1-6	○	×	○	—	—
カスミフードスクエア ゆりのき台店	ゆりのき台 3-4-1	○	シャワー付水栓	○	—	—
カスミ 八千代大和田店	大和田新田 273-1	○	×	○	—	—
ヤオコー 八千代大和田店	大和田新田 354-205	○	シャワー付水栓	○	—	—
ヤオコー 八千代緑が丘店	緑が丘西 4-2-8	○	シャワー付水栓	○	—	—
コープ八千代店	大和田新田 410-1	○	×	○	—	—
てらお食品八千代店	大和田新田 572-4	○	シャワー付水栓	○	—	—

名 称	住 所	車いす用 トイレ	オストメイト用 トイレ	障害者等用 駐車スペース	障害者対応 エレベーター	エスカ レーター
タイヨー八千代店	大和田新田 72-2	○	×	○	○	×
ベルク 八千代緑が丘店	大和田新田 1008-11	○	シャワー付水栓	○	○	—
ドラッグストアコスモス 大和田新田店	大和田新田 94-5	○	×	○	—	—
オーケー 八千代緑が丘店	緑が丘 1-3-9	○	シャワー付水栓	○	○	—
イオンモール 八千代緑が丘	緑が丘 2-1-3	○	シャワー付水栓	○	○	○
ヤオコー 八千代緑が丘店	緑が丘西 4-2-8	○	○	○	—	—
ユアエルム 八千代台店	八千代台東 1-1-10	○	シャワー付水栓	○	○	○
やちよだい東 ニマイル広場	八千代台東 6-27	○	○	○	—	—
ヨークマート 八千代台店	八千代台北 10-24-1	○	シャワー付水栓	○	○	—
アテイン勝田台ホール	下市場 1-3-16	○	シャワー付水栓	○	—	—
ヨークフーズ勝田台店	勝田台 1-33-1	○	×	○	—	—
ヨークマート村上店	村上 2089-1	○	×	○	—	—
ジョイフル本田 八千代店	村上 2723-1	○	×	○	○	—
フルルガーデン八千 代	村上南 1-3-1	○	×	○	○	○
ヤマダ電機 テックランド八千代	村上南 4-3-1	○	×	○	○	○

※施設によっては掲載の内容から変更が生じている場合があります。

【40歳以上65歳未満の方の「要介護認定申請」について】

下記の疾患が原因で、「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険によるサービスを受けることができます。ただし、交通事故などが原因の場合は介護保険の対象外となります。

（対象疾患）

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

障害者手帳を所持されている方でも、介護保険によるサービスが利用できる場合は、原則として、介護保険の制度を優先して利用していただくことになります。

（問い合わせ先）

長寿支援課

【地域包括支援センター】

地域包括支援センター	所在地	電話／FAX
勝田台地域包括支援センター	八千代市勝田台 1-16 京成サンコーポ E 棟 111 号室	電 話：047-481-3515 F A X：047-481-3522
阿蘇・睦地域包括支援センター	八千代市米本団地 5-33-101	電 話：047-488-9525 F A X：047-488-9526
村上地域包括支援センター	八千代市村上団地 2-7-104	電 話：047-405-4177 F A X：047-405-4178
八千代台地域包括支援センター	八千代市八千代台南 1-7-2 新緑ビル 1 階	電 話：047-406-5576 F A X：047-406-5725
高津・緑が丘地域包括支援センター	八千代市高津団地 1-13-112	電 話：047-489-4655 F A X：047-489-4377
大和田地域包括支援センター	八千代市ゆりのき台 4-1-12 リリーマンション N & S ビル 1 階 A 号室	電 話：047-484-6611 F A X：047-484-6612

【地域生活支援拠点等事業】

障害のある方の重度化・高齢化やご家族の病気・事故等「もしも」の緊急事態に備えて、市の委託を受けたコーディネーターを中心に各関係機関が協力し、障害のある方やそのご家族が安心して生活できるように地域全体で支えていく仕組みです。

緊急事態に備えた事前登録や、緊急時の受入施設の調整や手配を行います。また、日常生活に戻った後も、必要なサービスの利用等によって、障害のあるご本人と関わる事業所や機関が見守りを行います。

（ 窓 口 ）

○基幹相談支援センターそら

電 話：047-482-0002

○障害者支援課

電 話：047-421-6741

【問合せ先機関一覧】

○八千代市役所 健康福祉部 障害者支援課

所在地： 〒276-8501 八千代市大和田新田 3 1 2 - 5

電話： 0 4 7 - 4 2 1 - 6 7 4 1 (直通)

F A X： 0 4 7 - 4 8 3 - 2 6 6 5 (直通)

E-mail： syougaisien2@city.yachiyo.chiba.jp

最寄駅： 京成電鉄 京成大和田駅 (徒歩 2 0 分)

東葉高速鉄道 八千代中央駅 (徒歩 1 0 分)

機関名	電 話	F A X
八千代市障害者福祉センター	047-487-0050	同左
八千代市保健センター	047-483-4646	047-482-9513
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	047-486-3199
八千代市消防本部	047-459-2441	047-459-6232
八千代市社会福祉協議会	047-483-3021	047-483-3083
基幹相談支援センターそら	047-482-0002	047-407-0239
八千代警察署	047-486-0110	同左
千葉県自動車税事務所	043-243-2721	043-243-2555
千葉西税務署	043-274-2111	
千葉県こころセンター (千葉県精神保健福祉センター)	043-307-8439	043-307-5891
習志野保健所(習志野健康福祉センター)	047-475-5151	047-475-5122
船橋公共職業安定所第二庁舎	047-420-8609	047-420-2260
日本年金機構船橋年金事務所	047-424-8811	047-422-0811
千葉県中央障害者相談センター	043-291-6872	043-291-8488
千葉障害者職業センター	043-204-2080	043-204-2083
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	043-253-9022
千葉リハビリテーションセンター	043-291-1831	043-291-1857

このしおりは、令和8年4月1日現在で作成しています。
内容は変更されることがありますのでご了承ください。

やちよしいたくじぎょう
八千代市委託事業

きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター そら

しょうがいひとかぞく
障害のある人やご家族が

あんしんせいかつてつだ
安心して生活できるようお手伝いをします



たとえばこんなとき

- ◇利用できる福祉サービスが知りたい
- ◇障害のある家族の相談がしたい
- ◇医療的ケアが必要な子どものこと
- ◇仕事がしたい
- ◇親亡きあとのこと
- ◇退院・退所後が心配



〒276-0042

やちよしだい
八千代市ゆりのき台2-10

ほけんせんたーへいせつしょうがいしゃふくしせんたーない
保健センター併設・障害者福祉センター内



てんわ
電話:047-482-0002

ふあつくす
FAX:047-407-0239

めーるあどれす
メールアドレス:yachiyo-kan@hukusikai-sora.com

かいしよじかんげつきん
開所時間:月～金 9:00～17:00(土日祝・12/29～1/3を除く)



まずは、ご相談ください

しゃかいふくしほうじんやちよししんたいしょうがいしゃふくしかい
社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会